

# 説明資料

[税制におけるEBPMの推進に当たっての視点]

令和6年6月28日  
財務省

## 第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

### Ⅲ. 経済社会の構造変化

#### 10. 経済社会の構造変化への対応

##### (経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築)

法人課税については、企業活動が我が国経済において大きな比重を占める中で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たすことが求められています。これまで「成長志向の法人税改革」等、社会情勢にあわせた対応を行ってきましたが、期待された成果につながるものであったのか、今後、客観的・実証的な検証が求められます。なお、法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかったものとなっています。また、公平・中立といった租税原則の例外である租税特別措置等については、その必要性・有効性について、E B P Mの観点も踏まえた不断の効果検証を行い、真に必要なものに限定する必要があります。

# 政府税制調査会（令和6年1月～）

## 内閣総理大臣より諮問

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したこれからの税制のあり方について審議を求める。

### 税制調査会

（会長）翁 百合（株）日本総合研究所理事長

（会長代理）清家 篤 日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問

### 税制のEBPMに関する専門家会合

政府全体としてEBPMの取組が進む中、税制についても客観的なデータに基づき、その有効性等の検証を行う必要性が高まっているところ、今後の総会における議論の素材を整理するため、専門家会合を設置する。

#### ○税制調査会 委員・特別委員

（座長）赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授  
奥平 寛子 同志社大学大学院ビジネス研究科准教授  
熊谷 亮丸（株）大和総研副理事長  
中空 麻奈 BNPパリバ証券(株)グローバルマーケット統括本部副会長  
伊集 守直 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授  
佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科教授  
武田 洋子（株）三菱総合研究所執行役員 兼 研究理事 シンクタンク部門長  
土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授  
増井 良啓 東京大学大学院法学政治学研究科教授

#### ○外部有識者

伊芸 研吾 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授  
片桐 満 法政大学経営学部准教授  
國枝 繁樹 中央大学法学部教授  
神山 弘行 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部教授  
細野 薫 学習院大学経済学部教授  
布袋 正樹 大東文化大学経済学部准教授  
（オブザーバー）  
宮本 弘暁 一橋大学経済学研究所教授（～2024.4）、財務総合政策研究所総括主任研究官

・活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合

・経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合

# **1. 「成長志向の法人税改革」 の振り返りについて**

## 1. 法人税の負担構造の見直し

- 法人税の負担構造を改革する。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にする。
- 課税ベースの見直しは、法人間での課税の公平のみならず、企業の選択を歪めない税制にするという中立の観点からも重要。

## 2. 投資・賃上げの促進等

- 利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していく。
- 産業の新陳代謝を促して国内に稼ぐ力を持った企業を多く作っていくこと、また新規開業を促すこと、そして結果的に生産性を高めていくことの重要性はきわめて高い。

## 3. 立地競争力の強化

- 立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げる。
- 国内企業が高付加価値分野を国内に残し、また、海外から多くの企業が日本に直接投資を行う環境を作ることは、質の高い雇用機会を国内に確保するために不可欠の課題である。

## 1. 法人税の負担構造の見直し

- 税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要（「法人税改革に当たっての基本認識と論点」（平成26年6月5日））
- 税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。（「平成28年度税制改正大綱」（平成27年12月16日））

## 2. 投資・賃上げの促進等

- より広く課税を行いつつ、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組み、新たな技術の開発や新産業などへの挑戦がより積極的になり、それが成長につながるような法人税改革を行う必要がある。（「法人税改革に当たっての基本認識と論点」（平成26年6月5日））
- 法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。（「平成28年度税制改正大綱」（平成27年12月16日））

## 3. 立地競争力の強化

- 欧州の事情と異なり、アジアの中でも極東に位置し、成長著しいアジア市場からも距離があるというわが国の地政学的な特殊性も踏まえれば、法人税率を引き下げたからといって、それが主因となって、企業立地が促進されるものではない。企業の立地選択は、儲かる市場の存在が最も大きな決定要因であり、そもそも利益が上がる見込みがなければ、投資の候補にはなり得ない。したがって、市場の成長性を高める政策を同時に進めなければならない。（「法人税改革に当たっての基本認識と論点」（平成26年6月5日））

## 第2部 個別税目の現状と課題

### IV 法人課税

令和5年6月  
税制調査会

#### 1. 法人税

##### (2) これまでの法人税改革

##### (法人税改革の取組み)

主要国の法人税率は、1980年代初めは50%程度であったところ、アメリカ・レーガン政権、イギリス・サッチャー政権などの法人税改革により、課税ベースの拡大とともに、断続的に引き下げられ、現在は20%台半ばから30%弱の水準になっています。

我が国の法人税の基本税率は、戦後のシャープ税制改革時に35%とされ、その時々々の経済・社会情勢を背景として累次の変更を経つつ、昭和59(1984)年度には43.3%となりました。その後、昭和62(1987)年・63(1988)年にかけての抜本的税制改革では所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築、平成10年度税制改正は課税ベースの適正化と税率引下げによる法人税改革、平成11年度税制改正は厳しい経済状況の中での景気対策、平成23年度税制改正は企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善、平成27年度・28年度税制改正は企業の国際競争力強化と収益力改善といった、それぞれの目的の下で法人税率が段階的に引き下げられ、地方法人課税における外形標準課税の創設・拡大、それに伴う所得割の税率引下げ等とあわせて、国・地方を通じた法人実効税率は20%台にまで低下しました。

これらのうち、平成27年度・28年度税制改正で行った「成長志向の法人税改革」は、①我が国の立地競争力と我が国企業の国際競争力強化のための税率引下げと、②法人税の負担構造の改革、すなわち、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げ、法人課税を広く薄く負担を求める構造とすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造への変革を目的として行われました。

また、こうした一連の改革は、総じて見れば、税率の引下げや課税ベースの拡大によって広く薄い課税を志向したものであると言えますが、この他、例えば、平成15年度税制改正では研究開発税制の抜本的拡充が行われたほか、平成25年度税制改正では所得拡大促進税制(現在の賃上げ促進税制)が創設される等、租税特別措置については見直しも行われつつ、その時々々の政策課題に応じた対応が行われてきました。(後略)

## 第2部 個別税目の現状と課題

### IV 法人課税

#### 1. 法人税

##### (2) これまでの法人税改革

##### (企業活動の状況)

他方、企業の活動状況を見ると、リーマン・ショック後、法人所得（企業収益）は継続的に改善し、令和3（2021）年度には過去最高益を達成し、黒字企業割合も10%程度改善しました。

個別の企業の中には、一定の配当を行いつつ、順調に設備投資や研究開発の総額を伸ばし売上増につなげ、従業員給与の着実な増加を実現している企業も存在します。

一方で、国内の企業活動を総じて見てみると、以下のような傾向が見られます。

- ・ 設備投資は、全体として増加しているものの、内訳を見ると、海外の設備投資が増加傾向である一方、国内設備投資は横ばいとなっています。拡大した対外直接投資（海外子会社等）による収益のうち、概ね5割程度が国内親会社に配当として還元されています。
- ・ 人的資本、無形資産への投資の規模は、主要国に見劣りする水準となっています。賃金水準は実質的に見て30年間横ばい状態で、伸び率は他の先進国に比して低迷しています。
- ・ こうした中、利益の増加や高水準の現預金保有を背景として、配当や上場企業による自社株買いといった株主還元が増加傾向にあります。

このような傾向の背景としては、日本企業がより市場に近い海外において生産を行うようになったことや、日本経済が長期にわたりデフレ下で低成長であったことが挙げられ、国内外の経済の構造変化に伴う日本企業の行動変容と考えられます。「成長志向の法人税改革」については、こうした世界的な構造変化の中において、国内における投資を活性化させるという点に関し、どのような効果を有したか、今後客観的・実証的な検証が求められます。

# (1) 法人税収の推移

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」を実現。

	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

# 課税ベースの拡大等

## ○ 租税特別措置の見直し

◀研究開発税制の見直し▶

⇒ 27年度： 税額控除限度額の引下げ・繰越控除制度の廃止

◀生産性向上設備投資促進税制の見直し▶

⇒ 28年度： 期限どおり縮減、29年度： 期限どおり廃止                      ほか

## ○ 減価償却の見直し（改正前：建物「定額法」のみ、他は「定額法」と「定率法」の選択制）

⇒ 建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

## ○ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人）

（27年度改正後： 2/8 → ㉗ 3/8 → ㉘ 4/8）

⇒ 28年度改正後：                      → ㉘ 5/8      \* 中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）

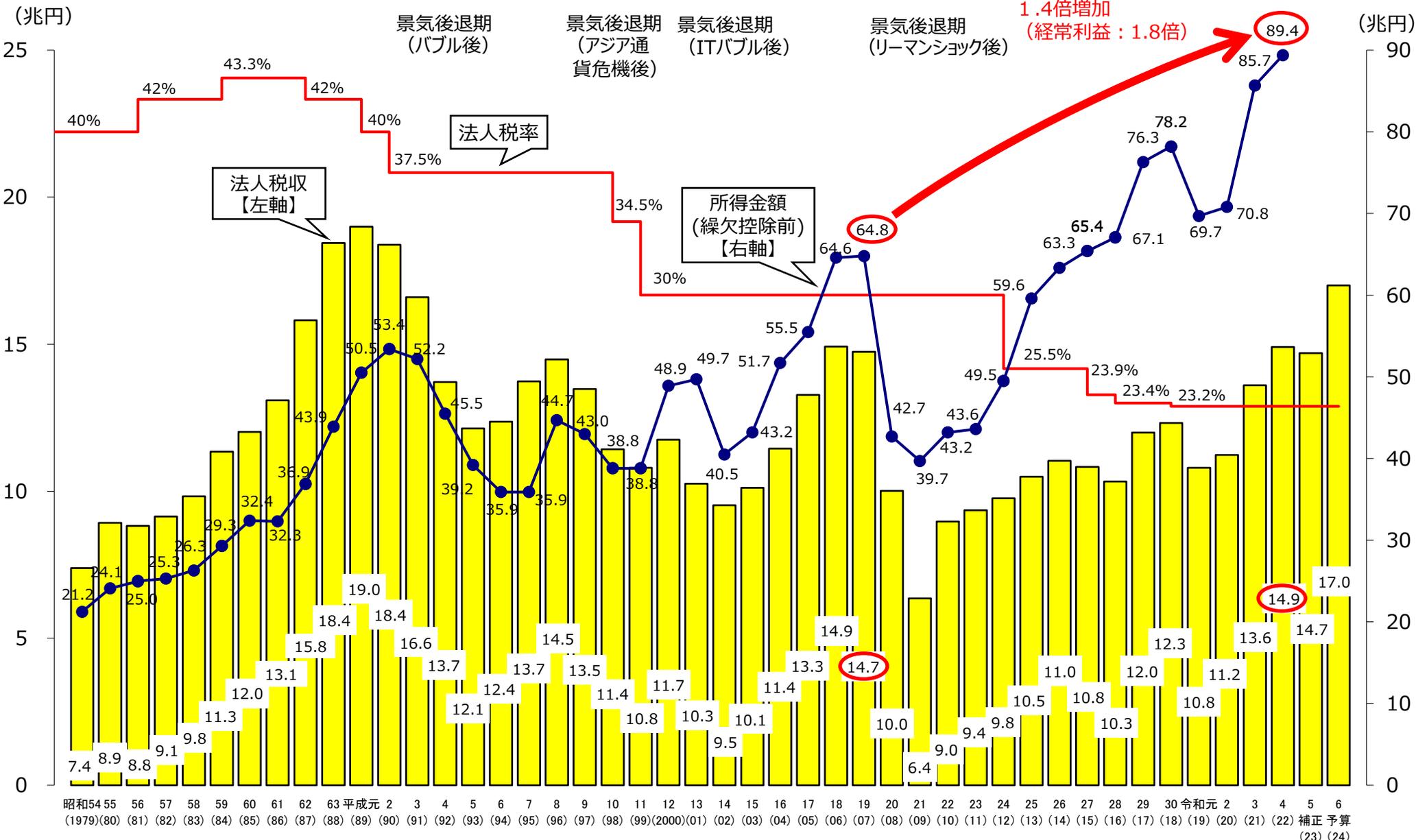
## ○ 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人）

（27年度改正後： 控除限度額 所得の80% → ㉗ 65% → ㉘ 65% → ㉙ 50% → ㉚ 50%）

⇒ 28年度改正後：    ㉘ 60% → ㉙ 55% → ㉚ 50%

\* 改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの対応

# 法人税収の推移



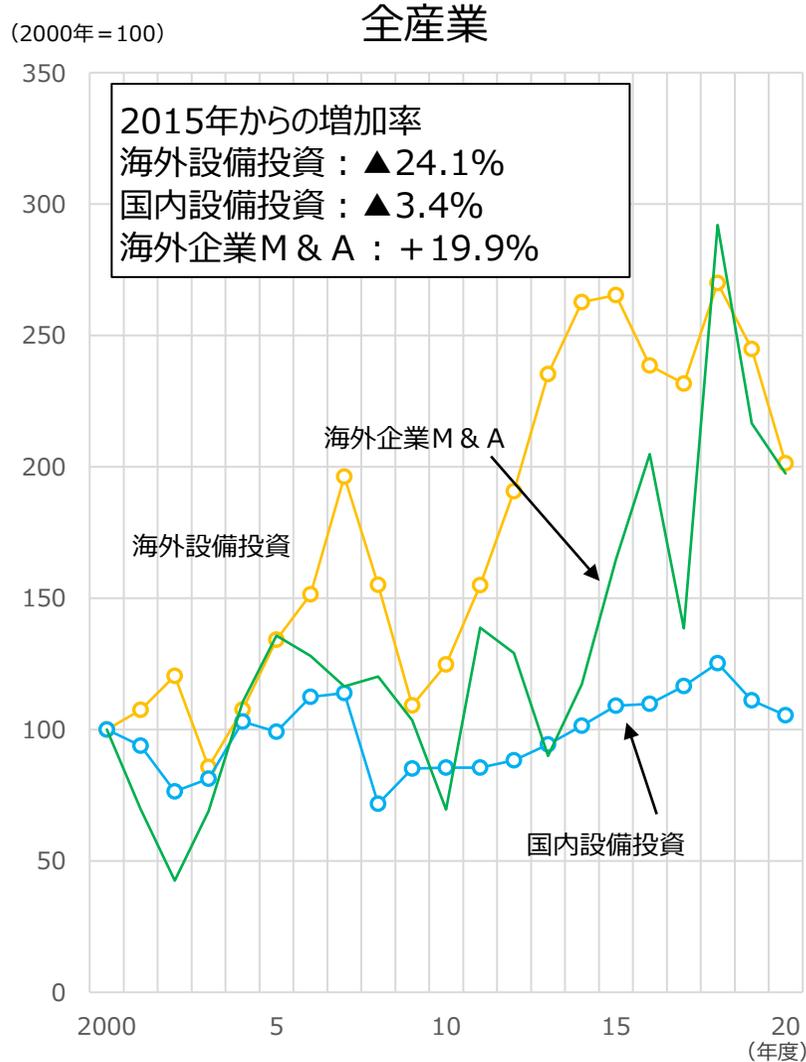
(注) 1.法人税収は、令和4年度までは決算額、令和5年度は補正後予算額、令和6年度は予算額による。

2.所得金額(繰欠控除前)は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年度までは2/1~1/31、平成18年度以降は4/1~3/31に終了した事業年度を対象としている。

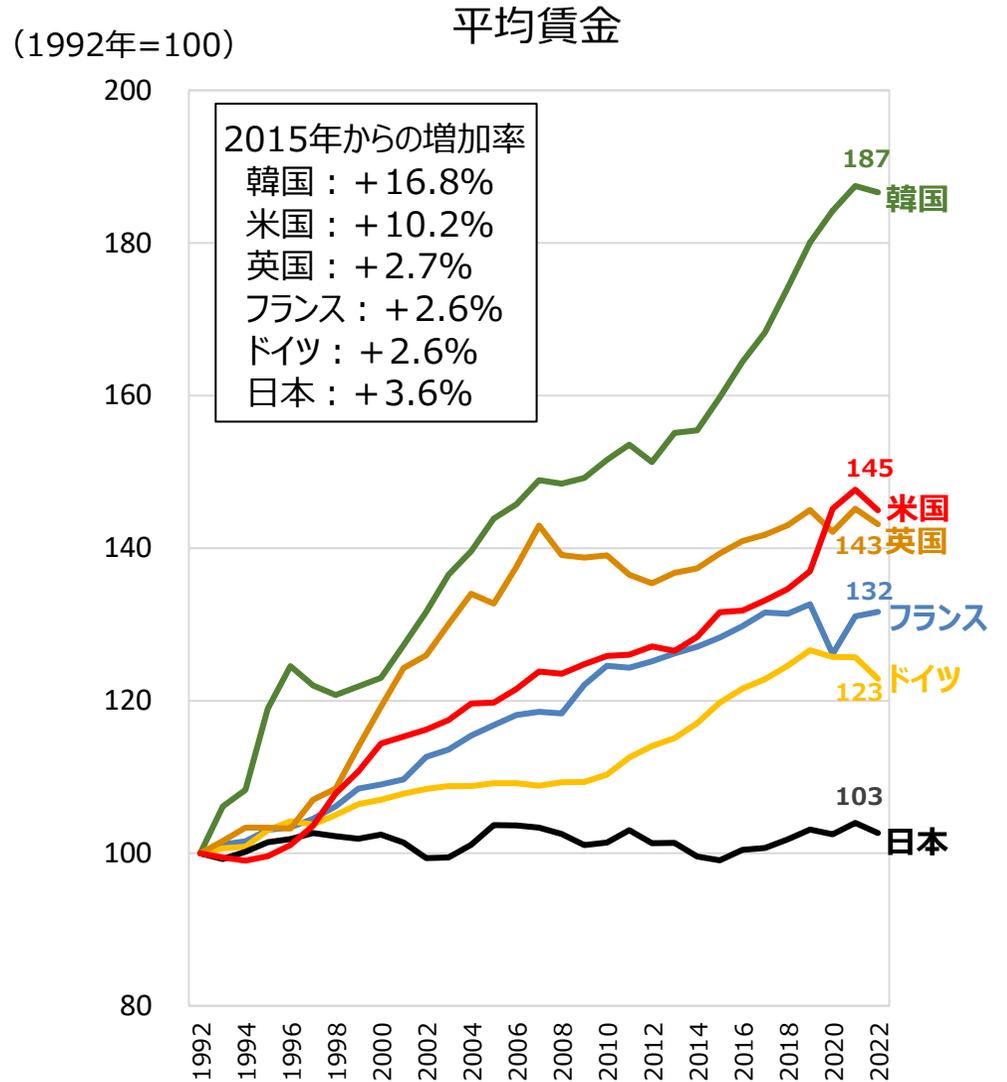
(年(度)分)

## (2)法人税率と企業の投資行動、 賃上げインセンティブとの関係

# 海外・国内別にみた投資の動向及び平均賃金の国際比較



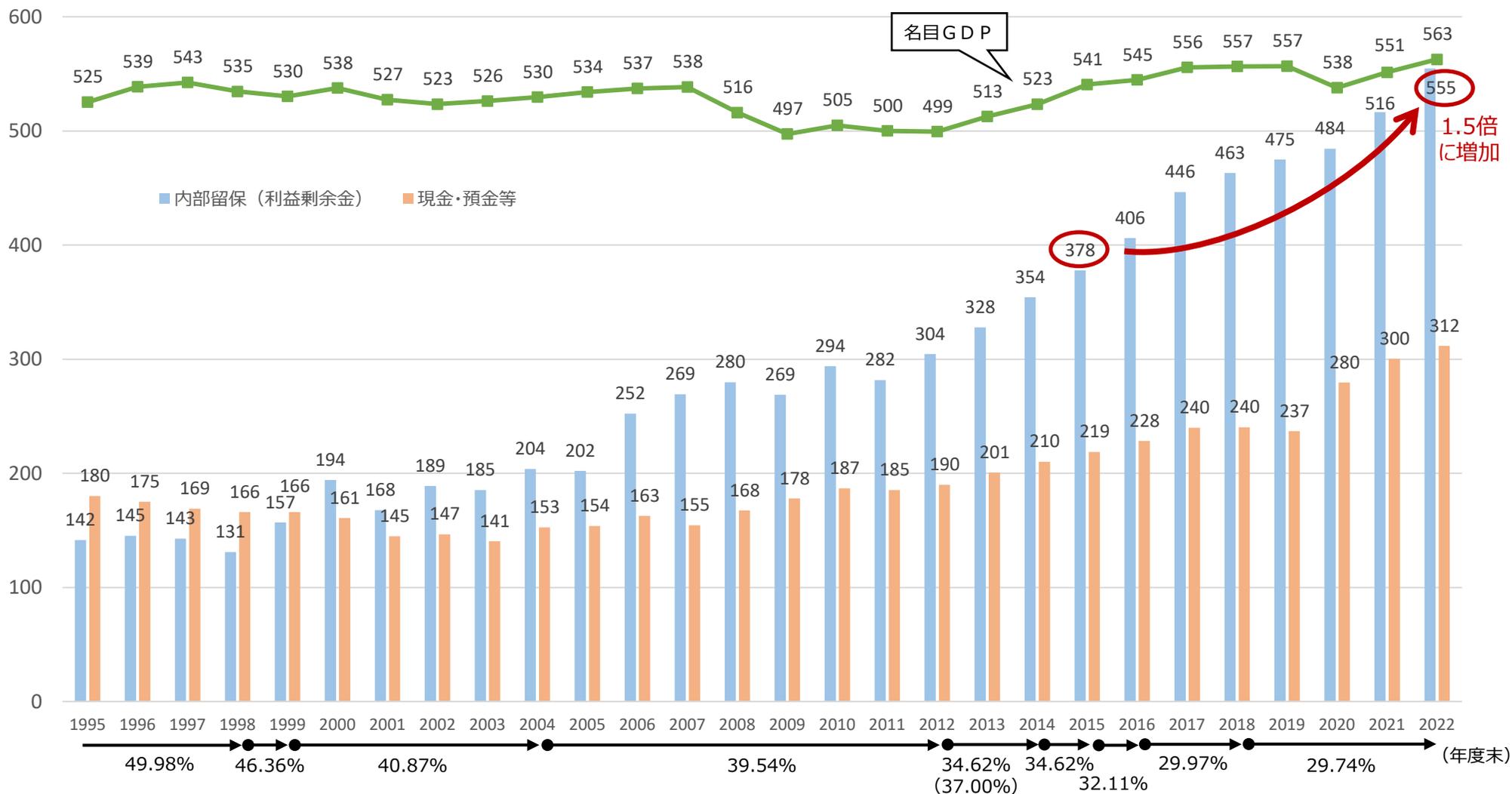
(注1) 経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計年報」、Bloombergにより作成。  
 (注2) 国内設備投資 = 土地を除く有形固定資産の増減額+減価償却費+特別減価償却費  
 (注3) M & Aは日本企業による外国企業の買収が対象。  
 (出所) 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」



(注) 購買力平価実績ベース。  
 (出所) OECD database

# 利益剰余金及び現金・預金等の推移

(兆円)



※普通法人の各事業年度の所得に対する実効税率  
 ※ ( ) 書は復興特別法人税を含む

(出所) 財務省「法人企業統計」、内閣府「国民経済計算 (GDP統計)」

(注) 全規模・全産業 (金融・保険業除く) の数値。「現金・預金等」は現金・預金と有価証券 (流動資産) の合計。



# 企業のバランスシートの動向（2007→2022の比較）

- **企業規模によらず、利益剰余金（内部留保）は増加。**
- **規模が大きい企業ほど投資その他資産（M&Aによる株式等）が増加している一方で、現預金の増加率も高い。**
- **中小企業の現預金はゼロゼロ融資の影響がないコロナ以前（2019年まで）も増加。**
- **いずれも有形無形資産の伸び率は現預金の伸び率に比べて低い水準。**

※単位は全て兆円  (年度)	超大企業 (資本金10億円以上)			大企業 (資本金1億円以上 10億円未満)			中小企業 (資本金1億円未満)					
	2007	2022	変化	2007	2022	変化	2007	2019	2022	変化① (2007 →2019)	変化② (2007 →2022)	
<b>負債・純資産</b>												
<b>利益剰余金</b>	136	280	<b>+145</b> [+107%]	36	86	<b>+50</b> [+139%]	98	167	188	<b>+69</b> [+70%]	<b>+91</b> [+93%]	
短期借入金	61	105	+44 [+72%]	24	27	+4 [+15%]	78	75	68	▲3 [▲4%]	▲10 [▲12%]	
長期借入金	81	152	+72 [+89%]	20	36	+16 [+79%]	146	167	206	+21 [+14%]	+60 [+41%]	
<b>資産</b>												
<b>現預金</b>	31	82	<b>+50</b> [+159%]	18	41	<b>+23</b> [+132%]	86	123	173	<b>+36</b> [+42%]	<b>+87</b> [+100%]	
有形無形固定 資産	221	239	+18 [+8%]	54	75	+21 [+39%]	197	218	233	+20 [+10%]	+36 [+18%]	
<b>投資その他資産</b>	180	452	<b>+273</b> [+152%]	20	45	<b>+25</b> [+126%]	51	112	106	+61 [+120%]	+55 [+109%]	

(注) 金融業・保険業を除く全産業。

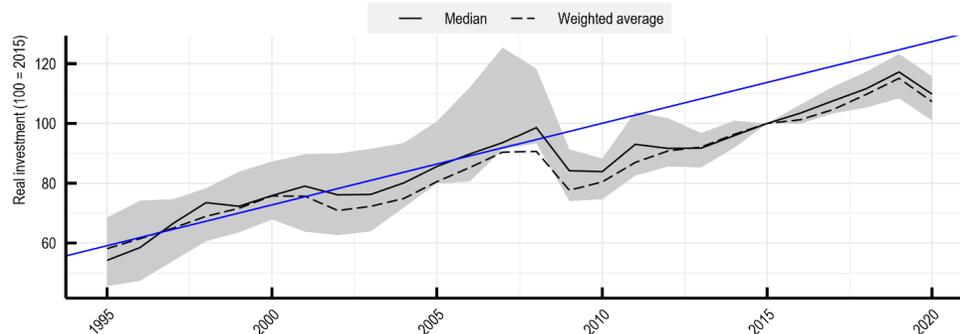
(出所) 財務省「法人企業統計」

# 内閣府「日本経済レポート（2023年度）」（抜粋）

- 1990年代後半以降、有形固定資産の比率が低下するのとほぼ時期を同じくして投資有価証券の比率が上昇傾向で推移しており、2010年代後半には両者の比率が逆転するに至っている。このことは、過去四半世紀ほどの期間において、**企業部門は、国内での設備投資を抑制する一方で、より市場の拡大が見込まれる海外において、現地法人の設立やM&A等による生産・販売拠点の拡大に積極的に取り組んできた**ことを示している。企業規模別にみると、**こうした動きは主として大・中堅企業において顕著**であり、海外向け投資の拡大が、配当金を通じた営業外収益の増加という形で、経常利益を支えてきた面がある。
- また、**総資産に対する現金・預金の比率**についても、2000年代半ばから上昇に転じている。企業規模別にみると、**大・中堅企業においても緩やかに増加**しているが、特に、1990年代後半以降の**中小企業における現金・預金の蓄積が著しい**ことがわかる。**規模が小さく経営資源に制約がある中小企業では、一般的に、大・中堅企業に比べて海外展開が難しく、したがって、投資有価証券よりは現金・預金での蓄積が進んだものと考えられる**。こうした現金・預金の蓄積により、企業の短期的な支払能力を計る尺度である手元流動性も2000年代半ば以降上昇している。**収益の増加に比して賃金や国内向け投資を抑制してきた結果**であるほか、**リーマンショックやコロナ禍によって売上が急減するなど経済的な危機を経験する中で、手元流動性を多く確保しておくといった企業行動**も表れていると考えられる。
- このように、企業は**自己資本の増加を通じて財務基盤を強化**する中で、資金の運用面では、**海外投資（投資有価証券の増加）と現金・預金を拡大**させる一方、**国内向け設備投資（土地を除く有形固定資産）は総じて抑制**してきた。

- OECD諸国の企業投資は、特に2008年の世界金融危機以降、低迷**を続けている。他方、**金利と法人税率の低下を反映し、資本コストは過去30年間で大幅に、かつ着実に低下**している。投資の鈍化がほとんどの企業で広く共有されているが、若年企業（設立5年未満）は、より堅調な投資を行っており、大企業（従業員250人以上）については2004年の水準にほぼ達しているが、金融危機前のピークには達していない。この動きは、**企業投資が依然として資本コストに反応しているかどうか、法人税の操作が投資を喚起できるのかという問題を提起**する。我々は、**OECD諸国における過去30年間の企業投資と資本コストの動向を分析**した。そして、**企業投資の法人税に対する感応度と、この感応度が企業、投資、税制の特性によってどのように異なるかを実証的に調査**した。

Figure 2. Real gross business investment in the OECD has barely caught up its pre-crisis trend

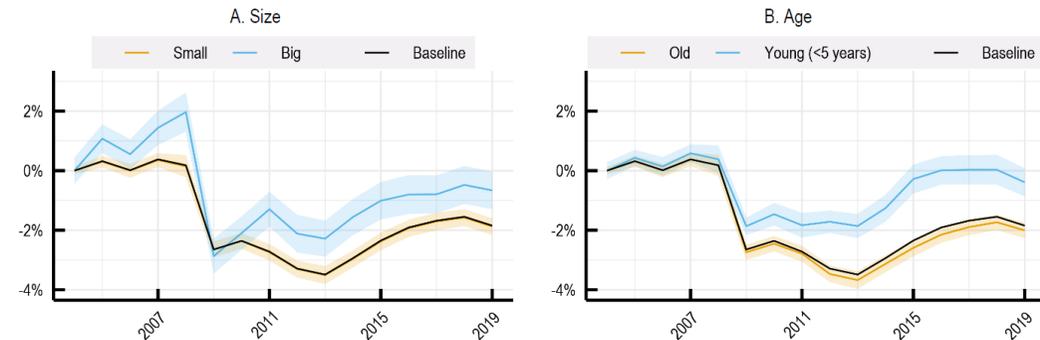


Note: The weighted average of growth rates is computed for OECD countries with available data (see Annex A for more details on the coverage with investment in USD in 2015 as weights). The shaded area represents the interquartile range. The blue line corresponds to the extension the 1995-2007 trend after 2007 for median real investment.

Source: National accounts; and authors' calculations.

Figure 7. The investment performance of large and young firms has been stronger relative to small and old firms since the GFC

Firm-level average investment rate trends (normalised to 0 in 2004) by firm characteristics



注) 左図：全体の投資動向、右図：企業規模、企業の年齢で分解（より不振なのは小企業、古い企業）。

・企業レベルおよび産業レベルのパネル回帰では、**企業投資率が法人税（限界税率・平均税率ともに）と負の関係にあることを確認した。しかしながら、世界金融危機以降、企業投資の税への感応度は著しく低下したことも明らかになった。**

・関係は企業、資産、法人税制設計の特徴によっても大きく異なる。建物への投資は、設備やintangibleに比べてより不感応になる傾向がある。大規模、多国籍、intangible-intensive、高収益企業ではより不感応になる傾向がある。全体として、推計結果は、投資を効果的に支援するためには、税への感応度の異質性を考慮した、法人税による政策に対するニュアンスのあるきめ細かなアプローチが必要であることを示唆する。

Table 1. Baseline results of investment regressions

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	Industry-level				Industry-asset level				Firm-level	
Investment rate <sub>it-1</sub>	0.512*** (0.0232)	0.509*** (0.0231)	0.513*** (0.0233)	0.510*** (0.0237)	0.438*** (0.0139)	0.437*** (0.0139)	0.440*** (0.0142)	0.439*** (0.0143)		
限界税率 EMTR <sub>c,t-1</sub>	-0.0208** (0.0105)	-0.0367*** (0.0129)			-0.0335*** (0.00776)	-0.0405*** (0.00863)			-0.0493*** (0.0138)	-0.174*** (0.0206)
限界税率×2009以降 EMTR <sub>c,t-1</sub> × 1 <sub>[t≥2009]</sub>		0.0335*** (0.00910)				0.0198*** (0.00672)				0.155*** (0.0192)
平均税率 EATR <sub>c,t-1</sub>			-0.0345 (0.0242)	-0.0786** (0.0306)			-0.0365* (0.0218)	-0.0818*** (0.0265)		
平均税率×2009以降 EATR <sub>c,t-1</sub> × 1 <sub>[t≥2009]</sub>				0.0802*** (0.0262)				0.0810*** (0.0218)		
Value added growth <sub>it,c,t-1</sub>	0.0229*** (0.00630)	0.0224*** (0.00625)	0.0230*** (0.00635)	0.0215*** (0.00630)	0.0128** (0.00512)	0.0124** (0.00509)	0.0129** (0.00516)	0.0113** (0.00514)	0.0721*** (0.0109)	0.0631*** (0.0105)
Country*industry FE	YES	YES	YES	YES	NO	NO	NO	NO	NO	NO
Industry*year FE	YES	YES	YES	YES	NO	NO	NO	NO	YES	YES
Country*industry*asset FE	NO	NO	NO	NO	YES	YES	YES	YES	NO	NO
Industry*asset*year FE	NO	NO	NO	NO	YES	YES	YES	YES	NO	NO
Firm FE	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	YES	YES
Observations	10,137	10,137	10,137	10,137	27,687	27,687	27,687	27,687	12,866,542	12,866,542
R-squared	0.852	0.853	0.852	0.853	0.885	0.885	0.885	0.885	0.278	0.279

Note: The estimated equations in Columns 1, 5 and 9 correspond to Equation (1b), (1a), (1c), respectively, where the dependent variable is the investment rate at the industry, industry-asset or firm-level. The estimated equation in Columns 6 corresponds to Equation (2). OLS estimates. Robust standard errors clustered at country\*year level are presented in parentheses. \*\*\* indicates statistical significance at the 1% level, \*\* at the 5% level, \* at the 10% level.

Source: OECD National Accounts; Orbis; Spengel et al. (2020)<sup>[28]</sup> <http://hdl.handle.net/10419/231440>; and authors' calculations.

## 【原文】

Potential options include:

o Eliminating or reducing non-profit taxes on domestic and international businesses. These taxes are likely to generate larger adverse effects on investment than taxes on profits.

o Limiting cuts in the headline STR. Such cuts are relatively costly compared with other policies, as they lower the ETRs of all firms regardless of their tax sensitivity. In addition, even high STRs, combined with more generous capital allowances, are likely to be less distortive as the CIT would then weigh more on economic rents.

o Considering the use of targeted CIT instruments to support specific investments, provided that a coherent policy rationale and a strong institutional framework exist. Differences in ETRs across assets and firms can be justified when there are positive externalities (which may occur, for example, with respect to knowledge spillovers and innovation). However, decisions to implement targeted measures should also account for costs of the induced distortions and potentially increased compliance costs and administrative burden for taxpayers and tax authorities. In addition, targeted support should consider whether the impact of any incentives would be affected by the Global Minimum Tax.

o Making use of more generous capital allowances to reduce ETRs where they are expected to induce strong investment responses. Such policies would likely be less affected by the Global Minimum Tax under the Global Anti-Base Erosion (GloBE) Rules due to the deduction of a fraction of the value of assets and payroll from the base of the minimum tax, and the fact that the GloBE Rules are designed to avoid imposing additional Top-up Tax as a result of timing differences (e.g. due to accelerated depreciation or immediate expensing).

## 【仮訳】

可能性のあるオプションは以下の通り：

o 国内企業および国際企業に対する営利目的でない税金を撤廃または削減すること。これらの税金は、利益に対する税金よりも投資に大きな悪影響を与える可能性が高い。

o **法定税率 (statutory tax rate (STR)) の削減を制限すること。このような減税は、他の政策と比較して相対的にコストがかかる。**というのも、このような減税は、**税感応度に関係なく全ての企業の実効税率(ETR)を引き下げるからである。**加えてさらに、高い法定税率 (STR) であっても、より手厚い資本手当と組み合わせられれば、より歪みの少ないものとなる可能性が高い。法人所得税 (CIT) の方が経済的レントにより重くのしかかるからである。

o **もし一貫した政策的根拠と強力な制度的枠組みが存在するのであれば、特定の投資を支援するための絞った法人所得税の手段の利用を検討すること。**資産や企業間の実効税率 (ETR) の違いは、(例えば、知識の波及やイノベーションに関して発生する可能性がある) 正の外部性がある場合には正当化できる。しかし、対象を絞った措置の実施にあたっては、誘発される歪みのコストや、納税者や税務当局のコンプライアンスコストや事務負担の増加の可能性も考慮すべきである。さらに、対象を絞った支援は、インセンティブがグローバルミニマム税によって影響を受けるかどうかを考慮すべきである。

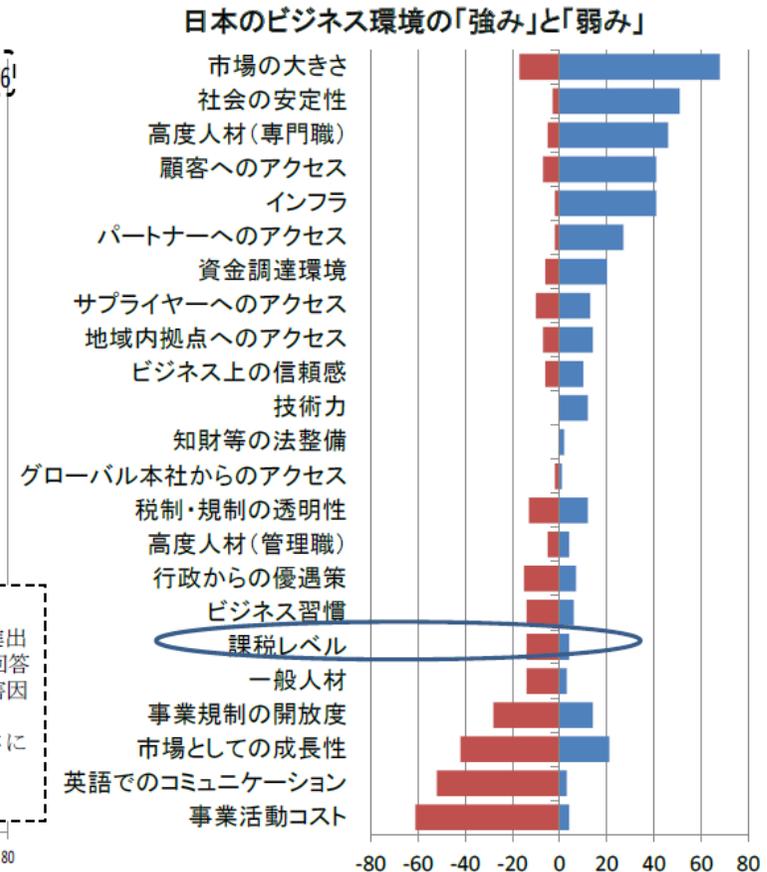
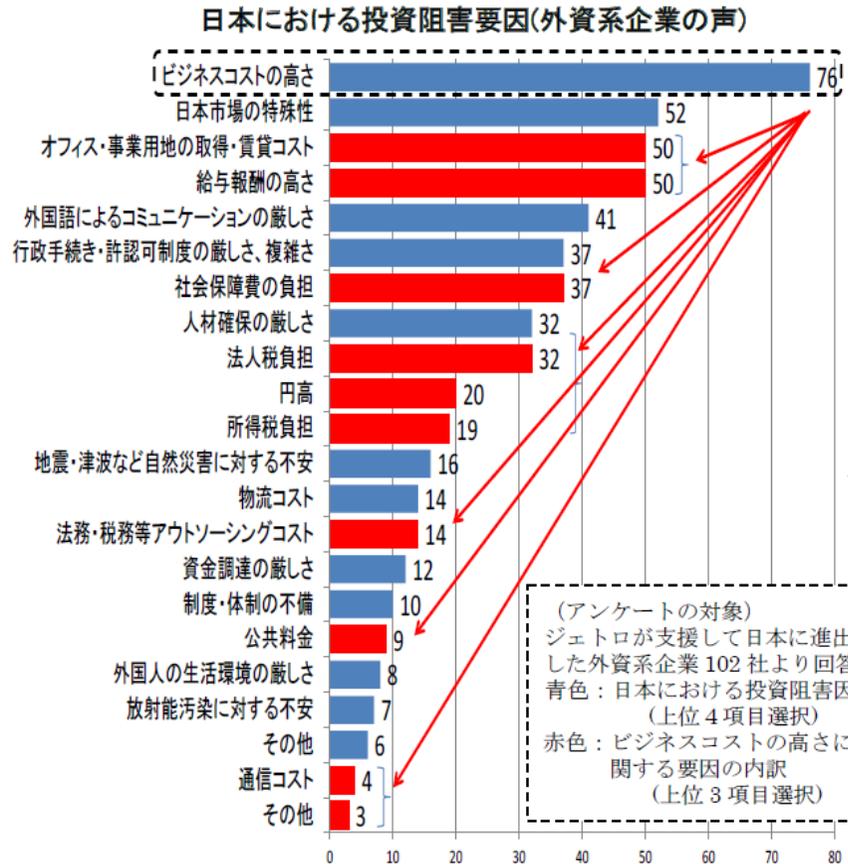
o 強い投資反応を誘発すると予想される場合には、より寛大な資本手当を活用して実効税率 (ETR) を引き下げる。このような政策は、グローバル・ミニマム課税 (GloBE税制) のもとでは、ミニマム課税の課税標準から資産や給与の価値の一部が控除されるため、グローバル・ミニマム課税の影響を受けにくい可能性が高い。また、GloBE税制のルールは、時間差 (加速償却や即時費用化など) の結果としての追加的な上乗せの税の賦課を避けるように設計されている。

### (3)法人税率と立地競争力との関係

# 「日本の立地環境」に関するアンケート（2012～2013年調査）

- 成長志向の法人税改革の検討時の日本における投資阻害要因のアンケートでは、「ビジネスコストの高さ」を挙げる声が多く、そのビジネスコストの高さの要因として4番目に「法人税負担」が挙げられている。他方で、日本のビジネス環境の強みとしては、「市場の大きさ」、「社会の安定性」が挙げられている。

## 日本の立地環境



(出所) 日本に進出した外資系企業に対する日本における投資阻害要因アンケート調査 (平成 25 年 3 月ジェトロ)

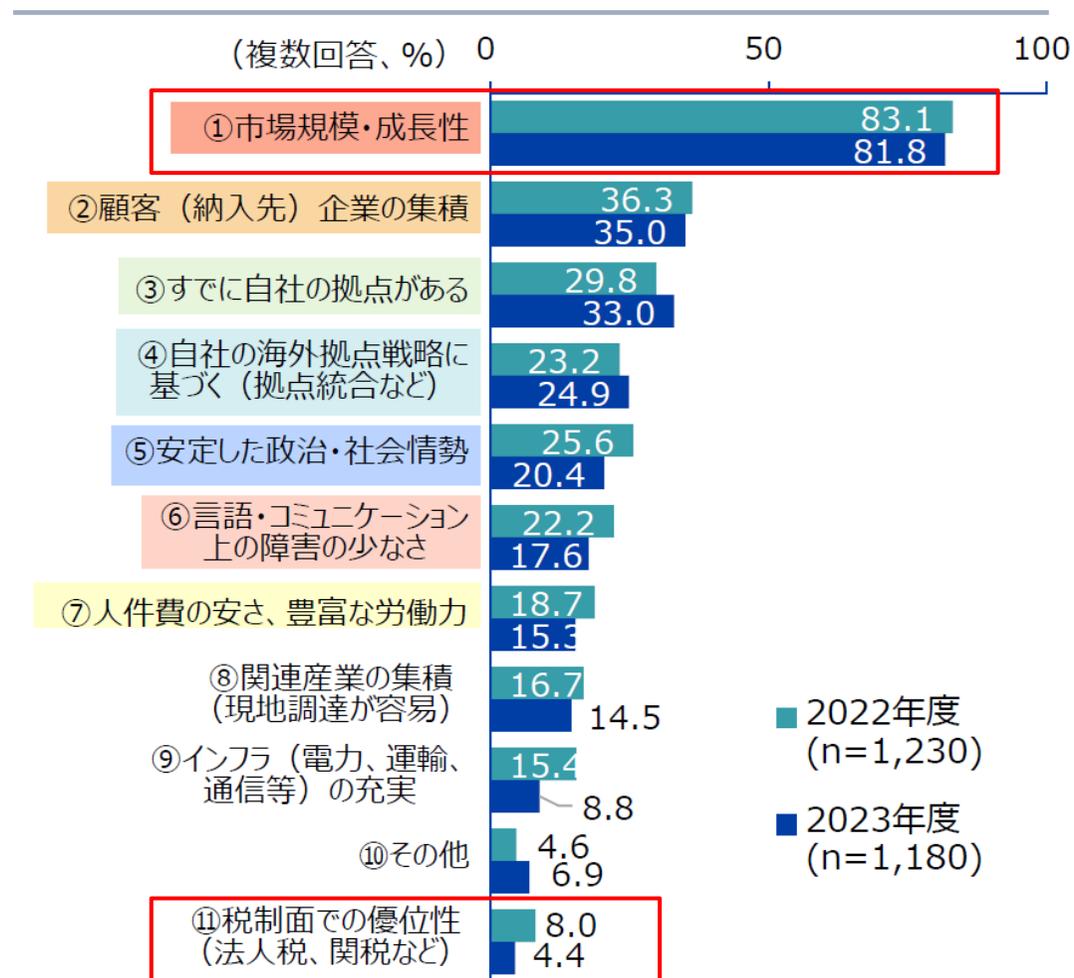
(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月 アクセンチュア経済産業省委託調査)

出所：税制調査会「法人課税ディスカッショングループ」第一回 財務省提出資料 (平成26年3月12日)

# 日本企業の「事業拡大先の選択理由」に関するアンケート（2023年度）

- 日本企業の今後の事業拡大先の選択理由は、81.8%が「市場規模・成長性」と前年に続き最大。他方、「税制面での優位性」を今後の事業拡大先の選択理由に挙げた企業は4.4%。

## 事業拡大先の選択理由（全体）

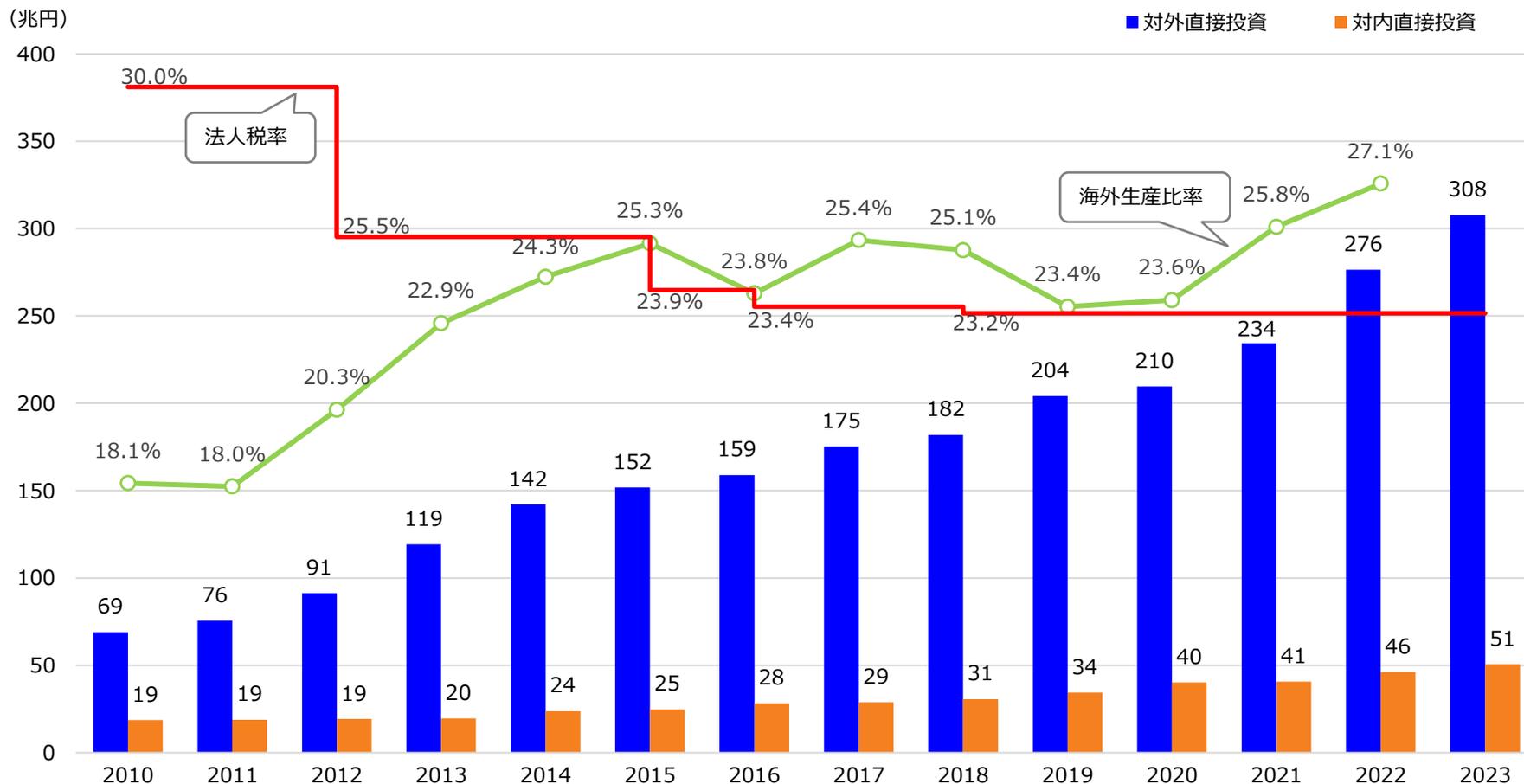


(注) ① nは「現在、海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」、「現在、海外に拠点は無いが、今後新たに進出したい」と回答し、かつ事業拡大先（最大3つ）につき回答した企業数。

出所：JETRO「2023年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（2024年3月）」

# 法人税率と製造業の海外生産比率、対外・対内直接投資残高の推移

○ 法人税改革後も、製造業の海外生産比率は増加傾向にあり、対内直接投資残高よりも対外直接投資残高が圧倒的に増加している状況。

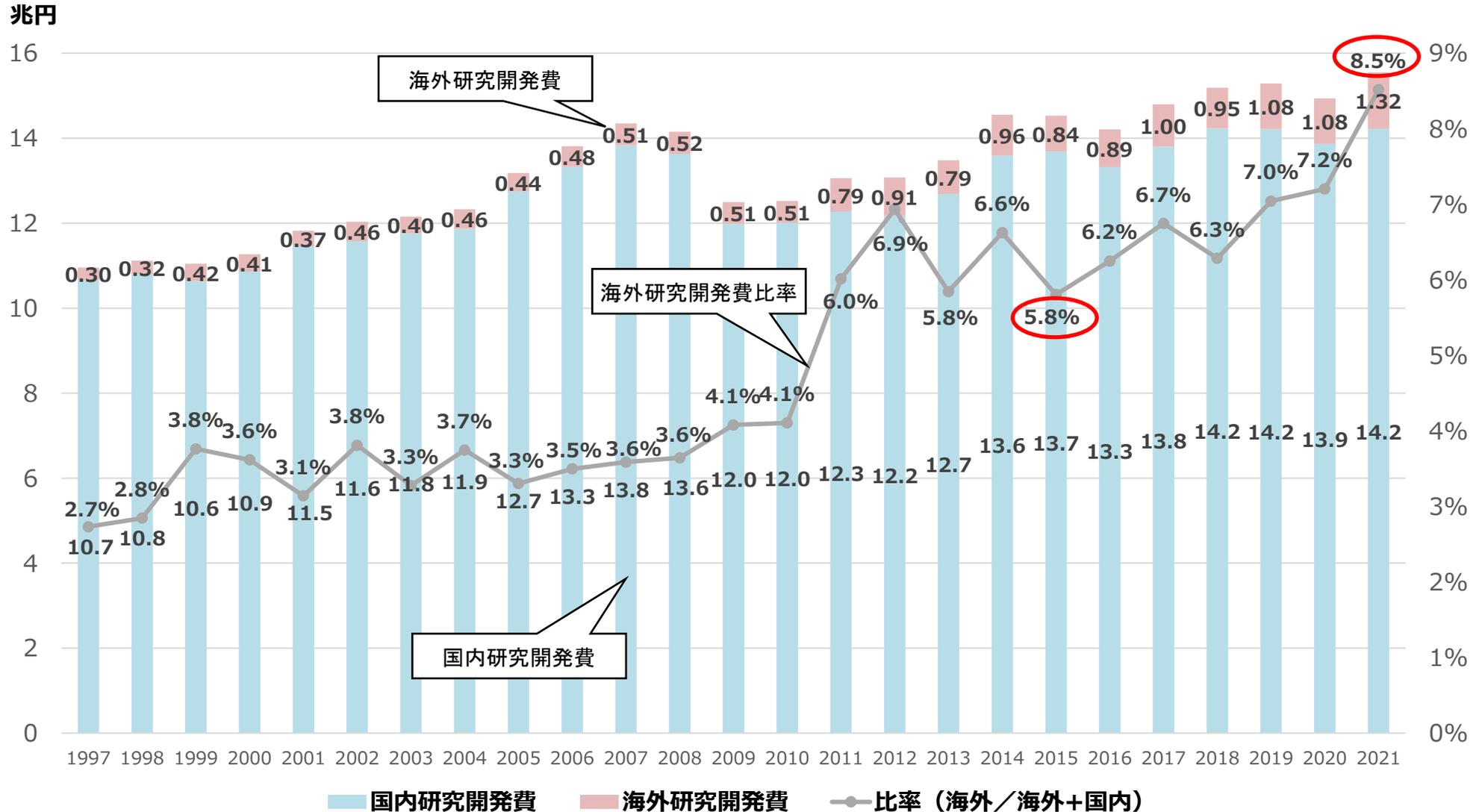


(注) 国内全法人ベースの海外生産比率 = 現地法人(製造業)売上高 / (現地法人(製造業)売上高 + 国内法人(製造業)売上高) × 100.0

(出所) 海外生産比率：経産省「海外事業活動基本調査概要」、直接投資：財務省「本邦対外資産負債残高」

# 国内研究開発費と海外研究開発費の推移

○ 国内研究開発費がほぼ横ばいなか、海外研究開発費の比率は法人税改革後も増加傾向。



出所：経産省資料（総務省「科学技術研究調査」、経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に、経産省作成）

## (4) 法人税と生産性、経済成長

# 労働生産性の国際比較

○ 日本の労働生産性は、OECD加盟38か国中低位で推移し、足元、一人当たり労働生産性は31位、時間当たり労働生産性は30位と大きく低下。

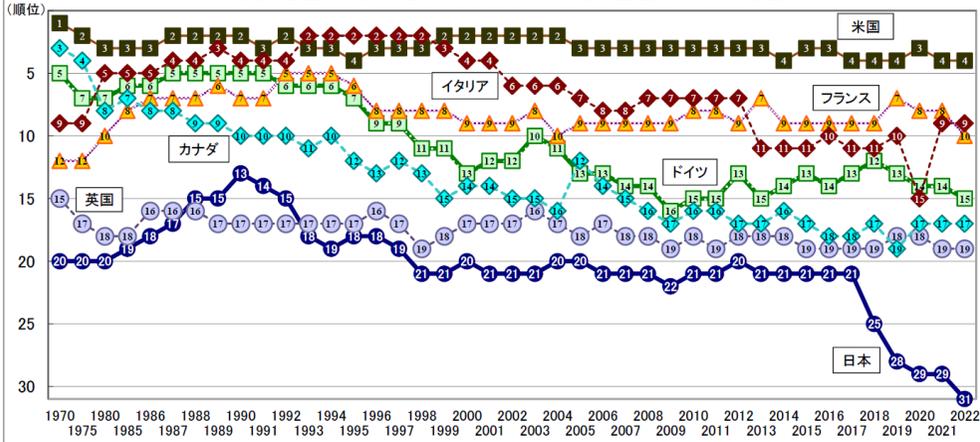
就業者1人当たり労働生産性 上位10カ国の変遷

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2022年
1	米国	オランダ	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ルクセンブルク	アイルランド	アイルランド
2	ルクセンブルク	ルクセンブルク	米国	米国	ノルウェー	ルクセンブルク	ノルウェー
3	カナダ	米国	ベルギー	ノルウェー	米国	米国	ルクセンブルク
4	オーストラリア	ベルギー	イタリア	イタリア	アイルランド	ベルギー	米国
5	ドイツ	イタリア	ドイツ	イスラエル	スイス	スイス	スイス
6	ベルギー	アイスランド	オランダ	ベルギー	ベルギー	ノルウェー	ベルギー
7	スウェーデン	ドイツ	フランス	スイス	イタリア	デンマーク	デンマーク
8	ニュージーランド	カナダ	アイスランド	アイルランド	フランス	フランス	オーストリア
9	イタリア	オーストリア	オーストリア	フランス	オランダ	オーストリア	イタリア
10	アイスランド	フランス	カナダ	オランダ	デンマーク	オランダ	フランス
-	日本 (20位)	日本 (20位)	日本 (13位)	日本 (20位)	日本 (21位)	日本 (29位)	日本 (31位)

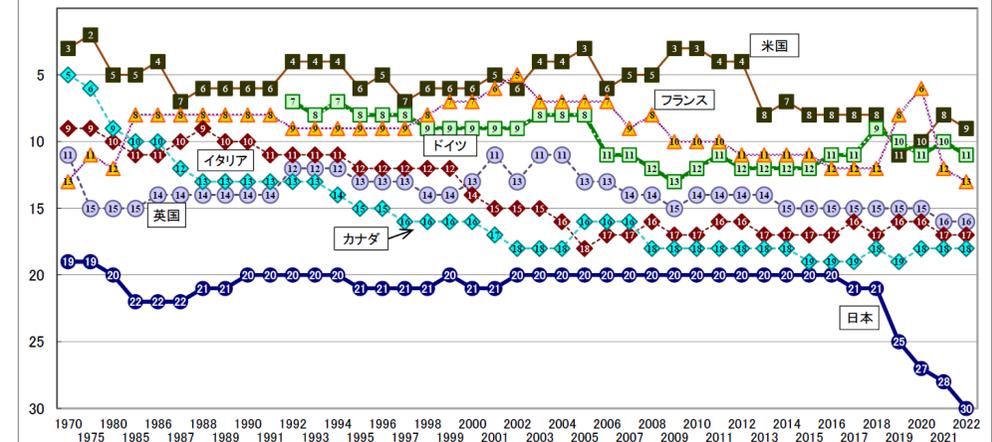
時間当たり労働生産性 上位10カ国の変遷

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2022年
1	スイス	スイス	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ルクセンブルク	アイルランド	アイルランド
2	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ドイツ	ノルウェー	ノルウェー	ルクセンブルク	ノルウェー
3	米国	オランダ	オランダ	ベルギー	米国	ベルギー	ルクセンブルク
4	スウェーデン	スウェーデン	ベルギー	オランダ	アイルランド	ノルウェー	デンマーク
5	カナダ	米国	スイス	スウェーデン	ベルギー	デンマーク	ベルギー
6	オランダ	ベルギー	米国	米国	デンマーク	フランス	スイス
7	オーストラリア	ドイツ	スウェーデン	フランス	スウェーデン	オーストリア	スウェーデン
8	ベルギー	アイスランド	フランス	スイス	オランダ	スウェーデン	オーストリア
9	イタリア	カナダ	ノルウェー	ドイツ	スイス	スイス	米国
10	デンマーク	イタリア	イタリア	デンマーク	フランス	米国	アイスランド
-	日本 (19位)	日本 (20位)	日本 (20位)	日本 (21位)	日本 (20位)	日本 (27位)	日本 (30位)

主要先進7カ国の就業者1人当たり労働生産性の順位の変遷



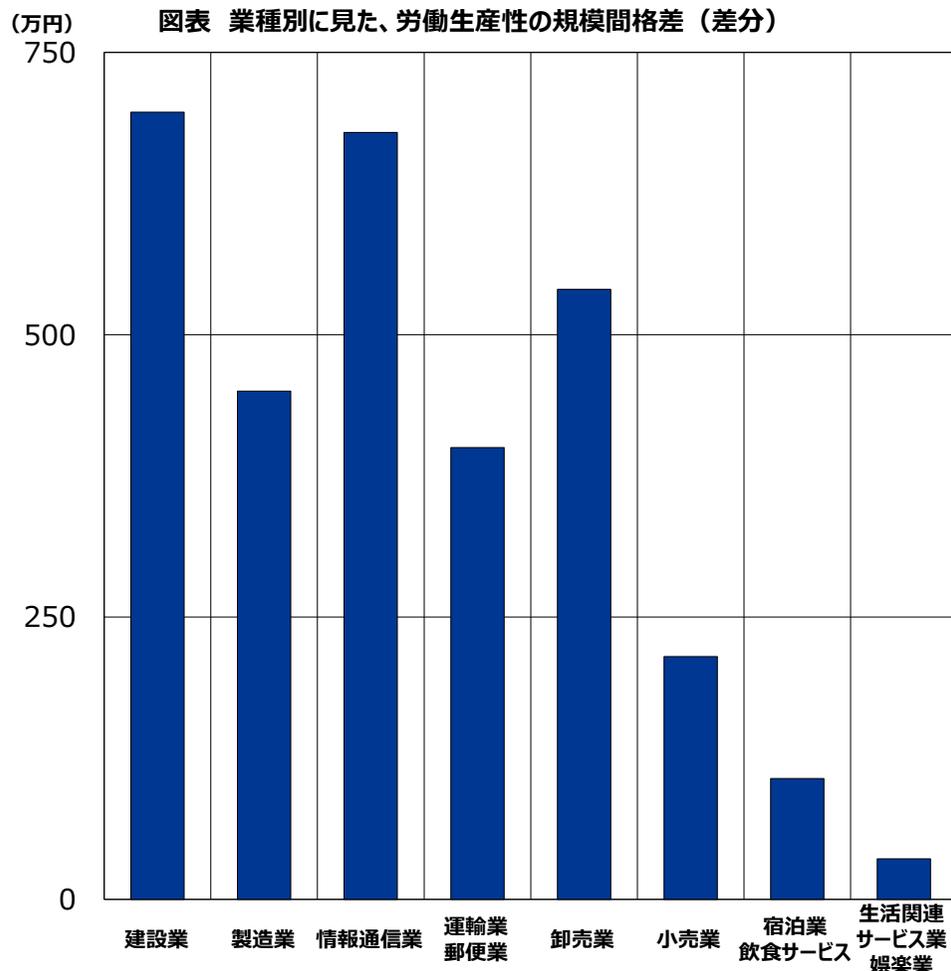
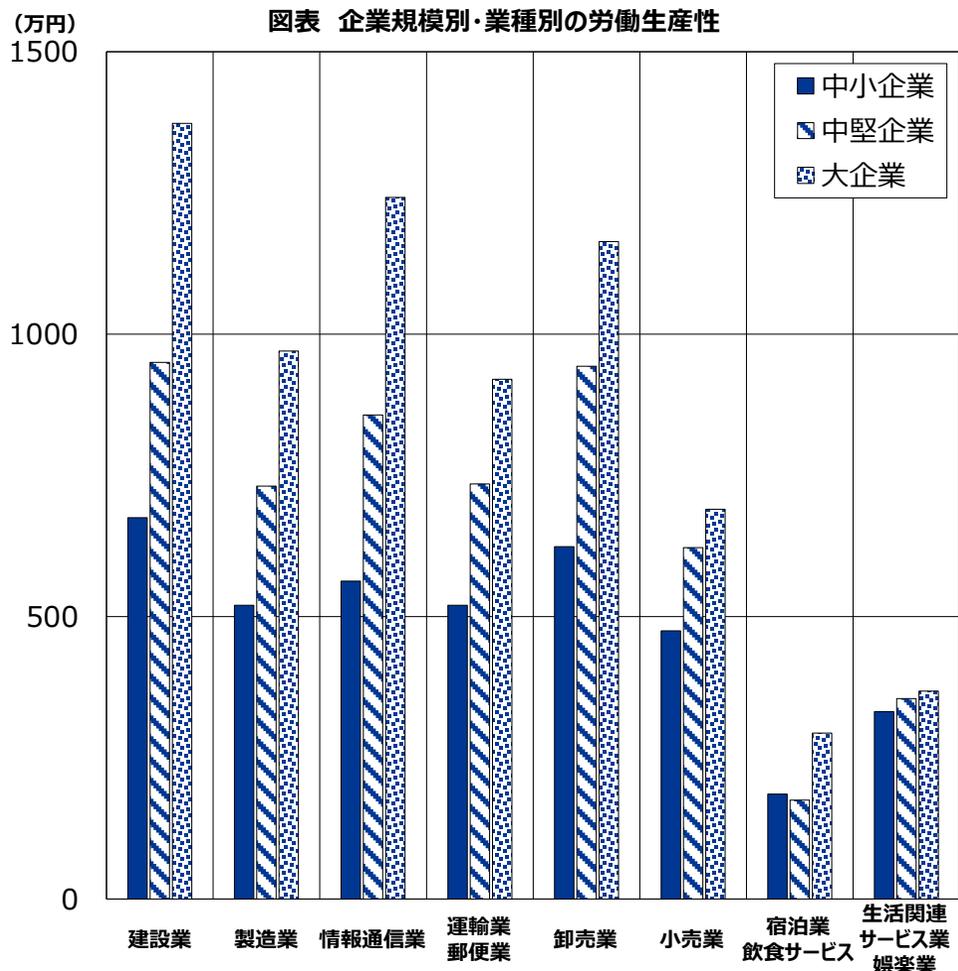
主要先進7カ国の時間当たり労働生産性の順位の変遷



注：労働生産性＝GDP(付加価値)/就業者数(または就業者数×労働時間)

# 企業規模別の労働生産性（2022年版「中小企業白書」より）

- 業種にかかわらず、企業規模が大きくなるにつれて労働生産性が高くなる。
- 「建設業」や「情報通信業」、「卸売業」では大企業と中小企業の労働生産性の格差が大きい。
- 「小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では、大企業も含め業種全体での労働生産性が低いこともあり、企業規模間の格差は比較的小さい。



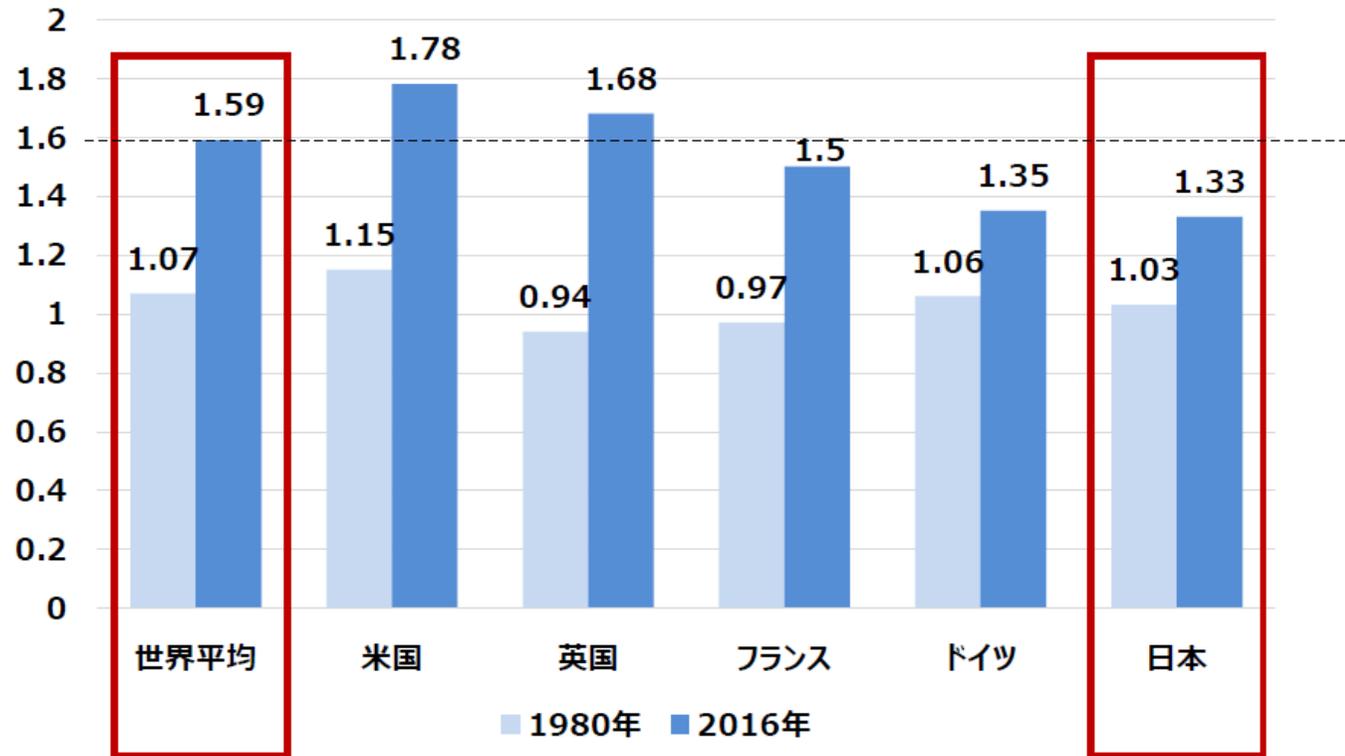
（出所）中小企業庁編2022年版「中小企業白書」（資料：財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工）。（注）数値は中央値。ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満、中小企業とは資本金1億円未満とする。

（出所）中小企業庁編2022年版「中小企業白書」（資料：財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工）。（注）数値は、大企業と中小企業の労働生産性（中央値）の差分を示している。

# マークアップ率の国際比較

- マークアップ率は、分母をコスト、分子を販売価格とする分数であり、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率が低く、近年では国際的に低い水準となっている。

## マークアップ率の国際比較



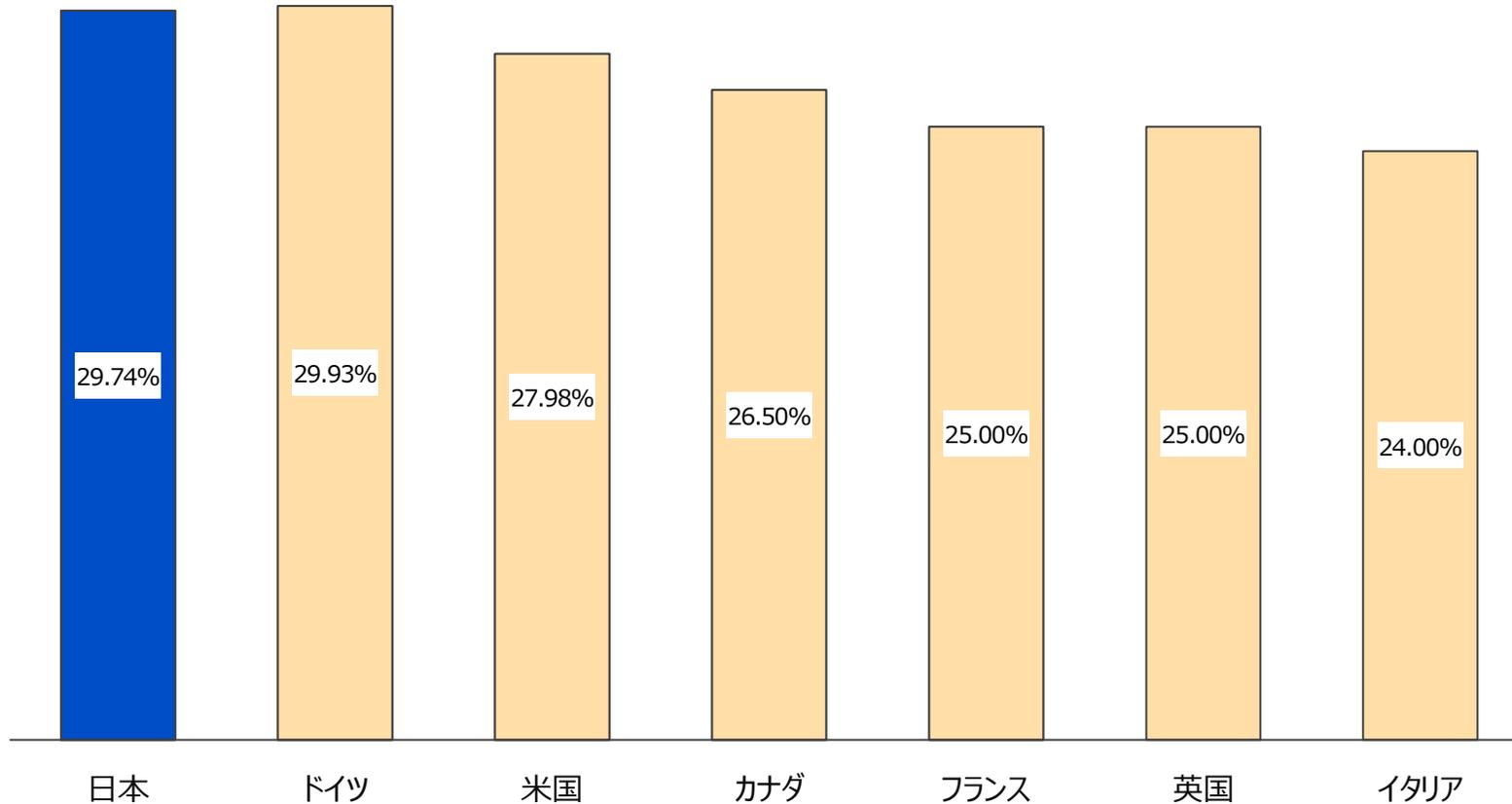
(出所) Jan De Loecker and Jan Eeckhout (2018): "GLOBAL MARKET POWER" NBER Working Paper Series

出所：内閣官房新しい資本主義実行会議事務局資料（令和6年2月27日）

## (5) 法人税の实质負担

# 諸外国における法人実効税率の比較

(2024年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。

なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%（2014年度（改革前））→32.11%（2015年度）、29.97%（2016・2017年度）→29.74%（2018年度～）となっている。

(注3) 英国については、最高税率（拡張利益（※）25万ポンド（4,650万円）超の企業に適用）を記載。拡張利益25万ポンド以下では計算式に基づき税率が逡減し、5万ポンド（930万円）以下は19%。

※拡張利益とは、課税対象となる利益に加えて他の会社（子会社等を除く）から受け取った適格な配当を含む額のことを指す。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=186円（裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。

(出典) 各国政府資料

# 法人実効税率の計算方法（概要）

実効税率【令和元年10月1日～】

$$\text{実効税率} \quad \doteq \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

$$29.74\% \quad \doteq \frac{23.2\% \times (1 + 10.3\% + 7.0\%) + 3.6\%}{1 + 3.6\%}$$

# 法人実効税率の計算方法（詳細）

所得<sub>1</sub> × 実効税率

$$= (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \times \text{法人税率} \\ + \text{法人税額} \times \text{地方法人税率} \\ + \text{法人税額} \times \text{法人住民税率} \\ + (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \times \text{事業税率}$$

$$= (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \times \text{法人税率} \\ + (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \times \text{法人税率} \times \text{地方法人税率} \\ + (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \times \text{法人税率} \times \text{法人住民税率} \\ + (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \times \text{事業税率}$$

$$= (\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0) \{ \text{法人税率} (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{事業税率} \}$$

$$\text{実効税率} = \frac{(\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0)}{\text{所得}_1} \{ \text{法人税率} (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{事業税率} \}$$

ここで、事業税額<sub>0</sub> = (所得<sub>0</sub> - 事業税額<sub>1</sub>) × 事業税率 なので、  
= 所得<sub>0</sub> × 事業税率 - 事業税額<sub>1</sub> × 事業税率

$$\text{事業税額}_0 + \text{事業税額}_1 \times \text{事業税率} = \text{所得}_0 \times \text{事業税率}$$

簡略化のため、事業税額<sub>0</sub> = 事業税額<sub>1</sub> と仮定

$$\text{事業税額}_0 (1 + \text{事業税率}) = \text{所得}_0 \times \text{事業税率}$$

$$\text{事業税額}_0 = \frac{\text{所得}_0 \times \text{事業税率}}{(1 + \text{事業税率})} \quad \text{なので、}$$

$$\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0 = \frac{\text{所得}_1 (1 + \text{事業税率}) - \text{所得}_0 \times \text{事業税率}}{(1 + \text{事業税率})}$$

$$= \frac{\text{所得}_1 + \text{所得}_1 \times \text{事業税率} - \text{所得}_0 \times \text{事業税率}}{(1 + \text{事業税率})}$$

簡略化のため、所得<sub>0</sub> = 所得<sub>1</sub> と仮定

$$= \frac{\text{所得}_1}{(1 + \text{事業税率})}$$

$$\frac{(\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0)}{\text{所得}_1} = \frac{\text{所得}_1}{\text{所得}_1 (1 + \text{事業税率})} = \frac{1}{(1 + \text{事業税率})}$$

従って、

$$\text{法人実効税率} = \frac{\text{法人税率} (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率}}{(1 + \text{法人事業税率})}$$

$$29.74\% \div \frac{23.2\% \times (1 + 10.3\% + 7.0\%) + 3.6\%}{(1 + 3.6\%)}$$

$$\frac{(\text{所得}_1 - \text{事業税額}_0)}{\text{所得}_1} = \frac{\text{所得}_1}{\text{所得}_1 (1 + \text{事業税率})} = \frac{1}{(1 + \text{事業税率})}$$

従って、

$$\text{法人実効税率} = \frac{\text{法人税率} (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率}}{(1 + \text{法人事業税率})}$$

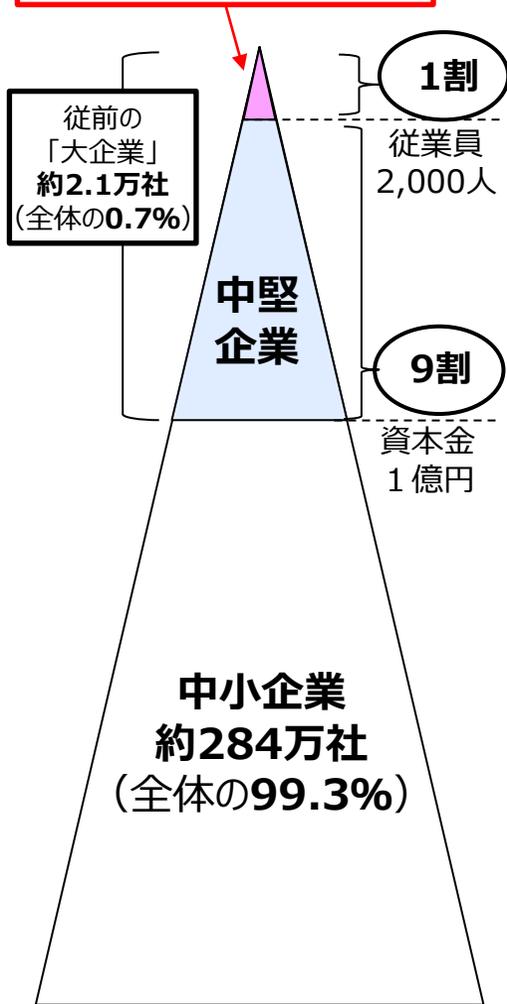
$$29.74\% \div \frac{23.2\% \times (1 + 10.3\% + 7.0\%) + 3.6\%}{(1 + 3.6\%)}$$

## (6)大企業、中堅企業等

# 賃上げ促進税制の改正（再掲）

6 改正

## 「大企業」（見直し後）



**大企業（見直し後）**  
 物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**3%の賃上げ率の要件は維持しつつ、段階的に7%までの、さらに高い賃上げ率の要件を創設。**

**中堅企業**  
 「中堅企業」の**新たな枠を創設し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。**

**中小企業**  
 賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び控除率は**維持**。  
 賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう、繰越控除措置を創設。**

### 人への投資

**教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設。**

改正後				
継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	15%			25%
+5%	20%			30%
+7%	25%			35%

\* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

改正後				
継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	25%			35%

\* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

改正後				
全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%
+1.5%	15%	+10%	+5%	30%
+2.5%	30%			45%

\* くるみん or えるぼし二段階目以上

**中小企業の繰越控除新設：5年間**  
 (繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

改正前			
賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%
-	-		-

改正前			
賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%

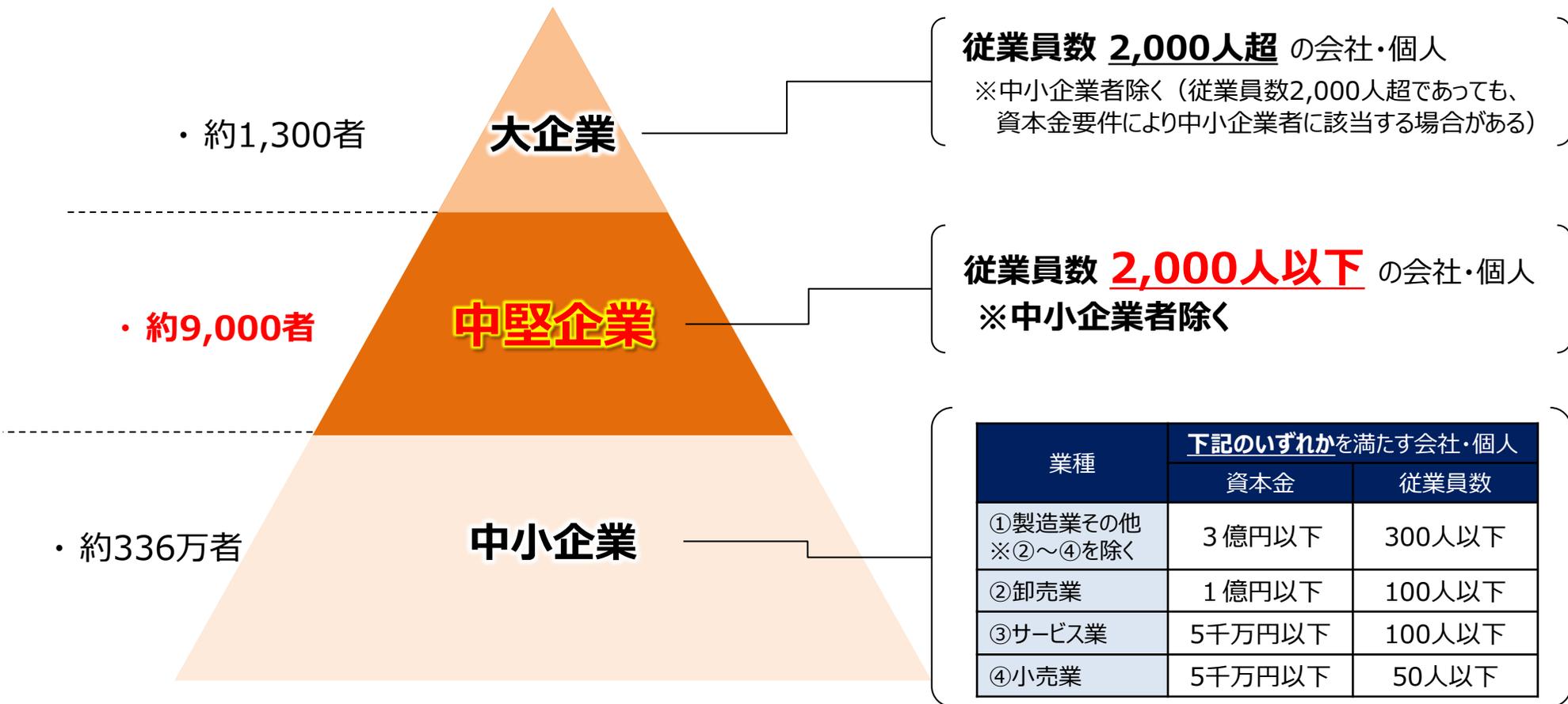
改正前			
賃上げ要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%		40%

※従従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

※ 控除上限：当期の法人税額の20%  
 ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。  
 ※ 適用期限を3年延長

# 中堅企業者の定義

- 中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。既存法令での定義も踏まえ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）を「**中堅企業者**」と定義【産競法第2条第24項】。



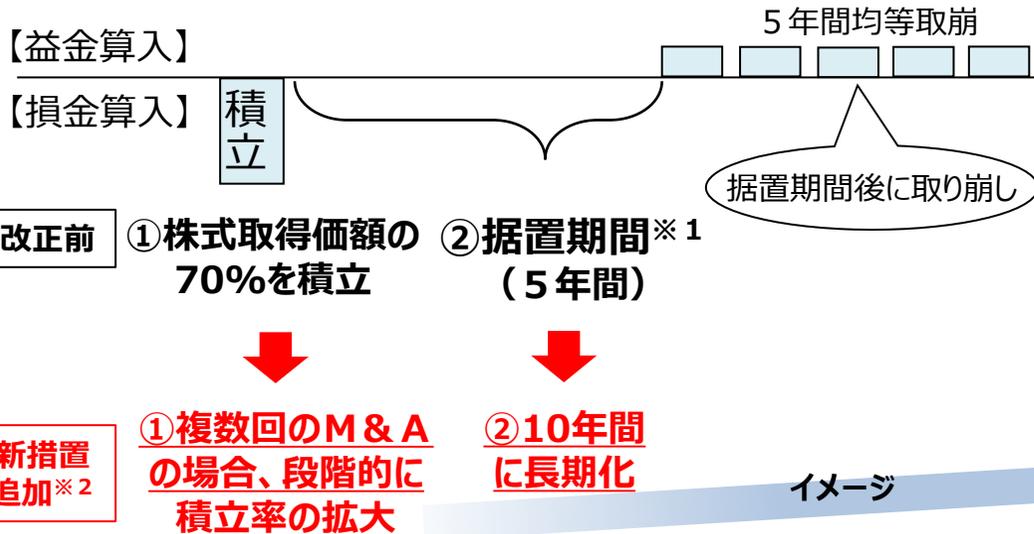
(出所)

企業数：経済産業省・総務省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工  
 ※会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

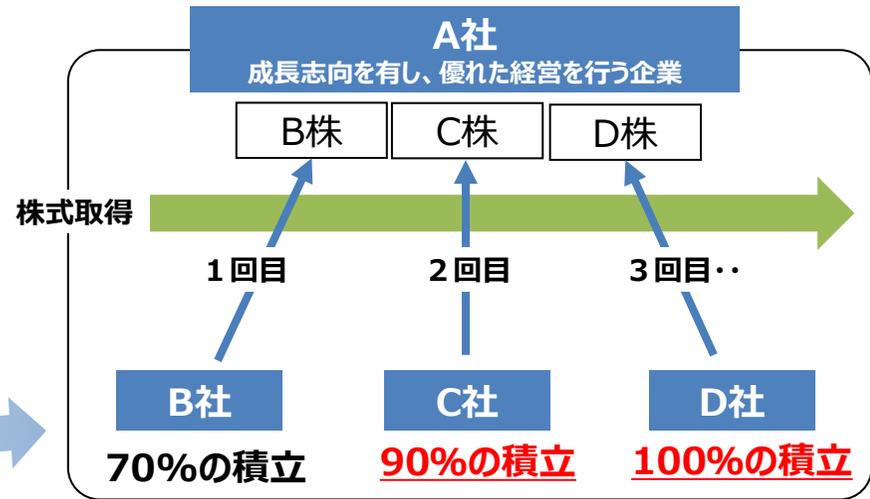
※上記の定義を原則としながら、個別の法律・支援策で、追加基準を設けている場合がある  
 ※従業員数：常時使用する従業員の数、資本金：資本金の額又は出資の総額  
 ※法律上で大企業の定義は設けない

- 改正前は、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、株式譲渡によるM & Aを行う場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積立てたときは、当該積立金額を損金算入可能とするもの。
- 今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を改正前の70%から、2回目には90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の5年から10年に延長する措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

## <改正後（計画の認定期限：**令和9年3月31日まで延長**）>



## <グループ化に向けた複数回のM&A>



## グループ一体での成長を実現

中小

中堅

大企業

※ 1 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

※ 2 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。

- 地域経済の牽引役として良質な雇用を生み出すことが期待される成長志向型中堅企業の設備投資を後押しすべく、大規模な設備投資に対して6%の税額控除を講ずる中堅企業枠を新たに創設した上で、
- 特別償却率等の上乗せ要件のうち、労働生産性の伸び率に係る要件の見直しを行う。

## 法的枠組みにおける支援スキーム

### 地域経済牽引事業計画

(承認のポイント)

- ・都道府県の策定する基本計画に適合していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること
- ・国内外における競争力を有すること

### 課税の特例

- 通常類型 (確認における要件)
  - ・高い先進性を有すること等
- サプライチェーン類型
- 災害特例

#### (特別償却率等の上乗せ要件)

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)を満たすこと

- (1)前年度の付加価値額(注)が前々年度より8%以上増加
- (2)対象事業の付加価値額が3億円以上、かつ、企業単位の直前2年度の平均付加価値額が50億円以上
- (3)投資収益率が5%以上、かつ、労働生産性の伸び率4%【改正後：中小企業基本法の中小企業者以外は5%】以上

#### 【改正後：成長志向型中堅企業に係る上乗せ措置を創設】

上記(1)～(3)の上乗せ要件の全て及び次の要件の全てを満たす場合の税額控除率を6%とする(通常類型)。

- (1)産業競争力強化法の特定中堅企業者(仮称)であること
- (2)パートナーシップ構築宣言の登録を行っていること
- (3)設備投資額が10億円以上であること

(注) 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 (売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

## 課税の特例の対象・内容

適用期限：令和7年3月31日

- 承認事業計画に基づいて行う設備投資について以下の措置を講ずる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置 器具備品	40%	4%
	50%	上乗せ要件の確認を受けた場合 5%
建物等・構築物		20%

**【改正後】  
成長志向型中  
堅企業に係る要  
件を満たす場合  
6%**

設備投資総額の上限：80億円

※ 主務大臣の確認に際しては、有識者で構成される第三者委員会で先進性を評価

#### 1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※ 中小企業者及びみなし大企業を除く

#### 2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

#### 3. 将来の成長性

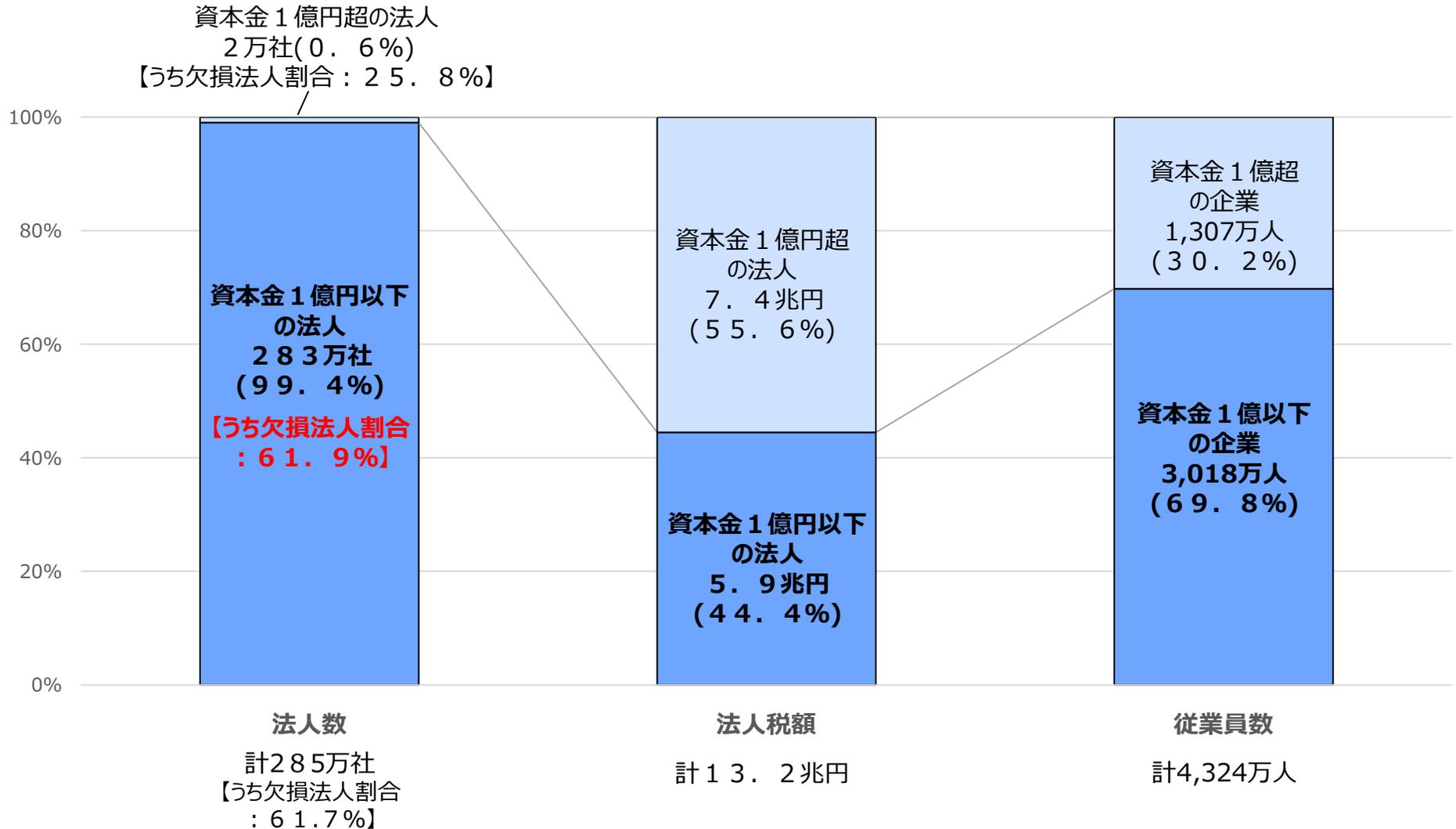
将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資(設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資)の状況を確認

#### 4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

# 中小企業が法人数・法人税額・従業員数に占める割合

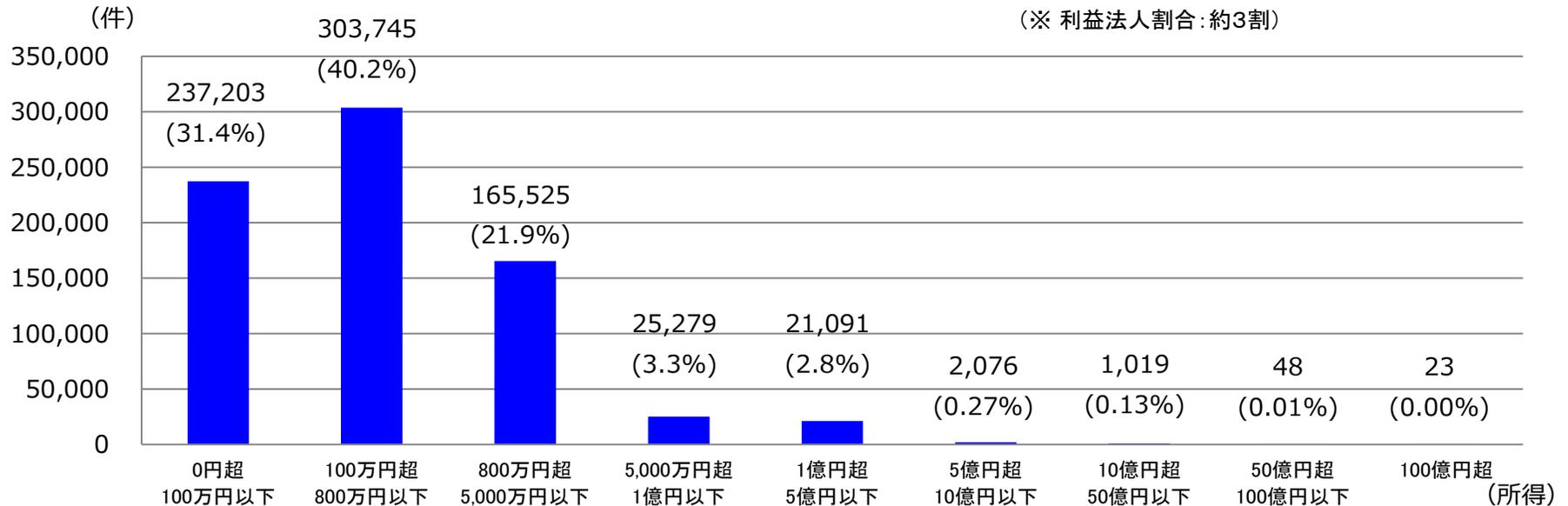
○ 法人数の99%以上を占め雇用の7割を担う中小企業は、そのうち約6割が欠損法人であり、法人税額の約4割を負担。



出所：法人数・欠損法人割合・法人税額は「会社標本調査(令和3年度分)」(国税庁)。  
従業員数は「令和3年経済センサス活動調査(企業等に関する集計)」。

- 財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることを加える（平成31年4月より適用）。
- この対象となる措置は、租税特別措置法における中小企業向け優遇措置のみ（法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等については、従前通り、中小企業として取り扱う）。

### 中小企業の課税所得の分布



(注)「租税特別措置の適用実態調査」(26年度)より作成。括弧の中の数字は利益法人に占める割合。

【参考】平均所得（利益法人の10年平均）

大企業（資本金1億円超）	中小企業（資本金1億円以下）
15億円	1,600万円

## (参考) 中小企業基本法における中小企業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(参考)中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

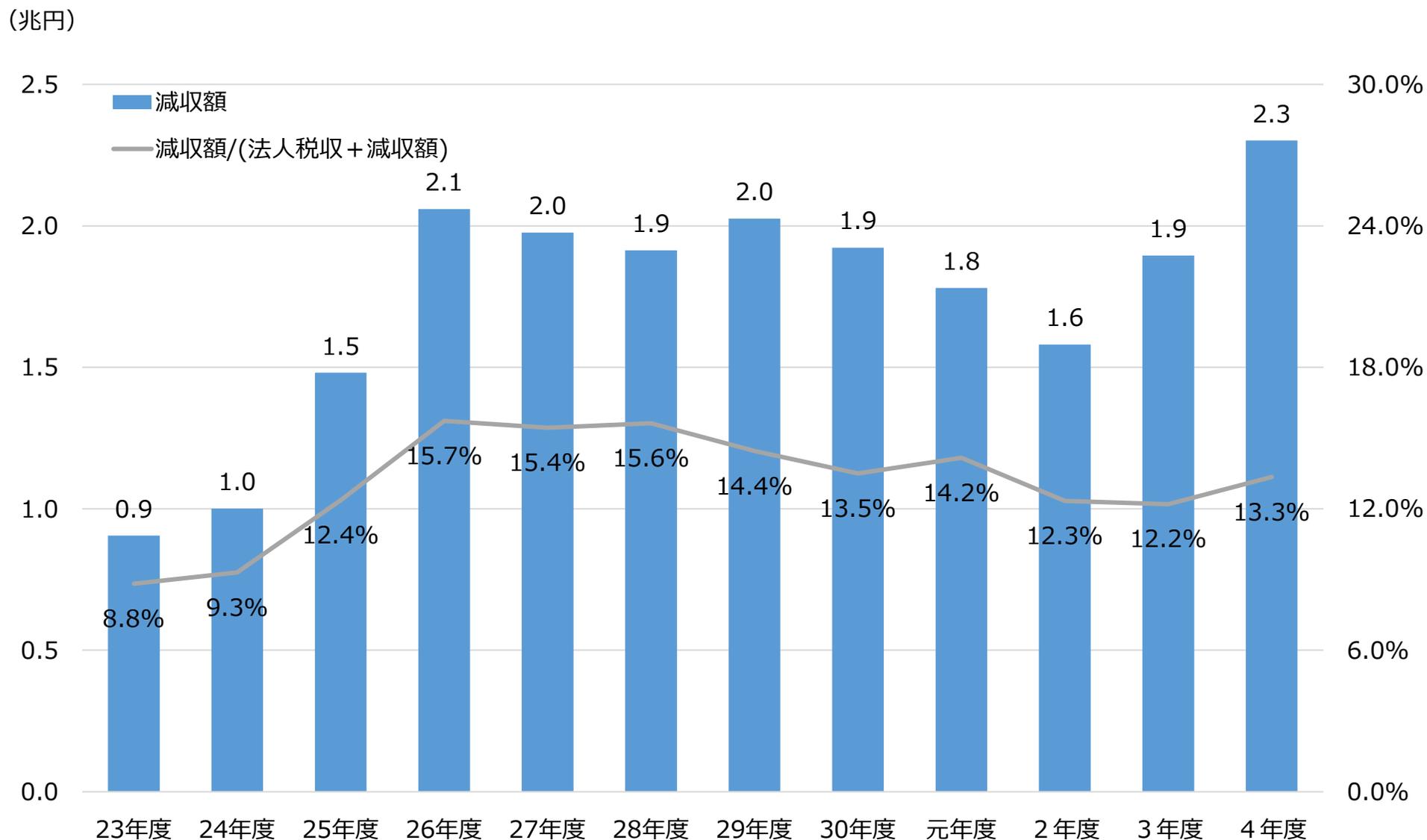
- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4二号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2～4 略

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいう。

## **2. 租税特別措置の検証**

# 法人税関係租税特別措置による減収額の推移



(注) 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

# 令和4年度 租税特別措置の適用実態調査報告書（令和6年通常国会提出）のポイント

対象措置数：81措置（令和3年度81措置）、適用法人数：146.2万法人（令和3年度142.4万法人）

措置の種類 (措置数)	適用件数 (前年度比)	適用額 (前年度比)	(参考) 増減要因となる 主な措置	適用額	減収額試算	制度改正の状況
				(前年度比)		
法人税率の特例 (2措置)	106.8万件 (+3.3万件)	4兆4,357億円 (+1,420億円)	中小法人等の軽減税率	4兆4,020億円 (+1,487億円)	1,761億円	—
税額控除 (17措置)	27.1万件 (+8.3万件)	1兆3,289億円 (+3,852億円)	賃上げ促進税制 (人材確保等促進税制等を含む)	5,150億円 (+2,720億円)	5,150億円	令和3年度改正：改組・縮減 令和4年度改正：改組・拡充
			研究開発税制	7,636億円 (+1,109億円)	7,636億円	令和3年度改正：縮減・拡充 令和4年度改正：縮減
			D X・C N投資促進税制 (一部)	78億円 (+74億円)	78億円	令和3年度改正：創設 令和4年度改正：縮減
			中小企業経営強化税制 (一部)	120億円 (+5億円)	120億円	令和3年度改正：縮減・拡充
			中小企業投資促進税制 (一部)	189億円 (+4億円)	189億円	令和3年度改正：縮減・拡充
特別償却 (27措置)	3.9万件 (▲0.4万件)	8,369億円 (+70億円)	中小企業経営強化税制 (一部)	5,005億円 (+120億円)	772億円	令和3年度改正：縮減・拡充
			特定船舶の特別償却	755億円 (+102億円)	44億円	令和3年度改正：縮減
			D X・C N投資促進税制 (一部)	12億円 (+12億円)	3億円	令和3年度改正：創設 令和4年度改正：縮減
			中小企業投資促進税制 (一部)	1,814億円 (▲120億円)	274億円	令和3年度改正：縮減・拡充
準備金 (11措置)	0.4万件 (+0.02件)	6,575億円 (+1,069億円)	保険会社等の異常危険準備金	2,541億円 (+462億円)	521億円	令和4年度改正：縮減・拡充

(注1) 対象措置数81措置は、上記の合計57措置に上記の種類に該当しない措置（土地税制等）35措置を加え、税額控除と特別償却の選択制の11措置を除いたもの。

(注2) 本報告書における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算した**全体の減収額は、2兆3,015億円程度**。

# 租税特別措置の適用実態（4年度適用実態調査）

## 1. 研究開発税制

	適用件数			減収額		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
全体	9,230件	9,707件	16,402件	5,053億円	6,527億円	7,636億円
① 一般試験研究費の額に係る税額控除	3,504件	3,556件	8,014件	4,737億円	6,120億円	7,255億円
② 中小企業技術基盤強化税制	5,164件	5,558件	5,636件	208億円	256億円	241億円
③ オープンイノベーション型	562件	593件	2,752件	108億円	151億円	141億円
大法人	2,761件	2,857件	4,947件	4,708億円	6,106億円	6,961億円
中小法人等	6,469件	6,850件	11,455件	344億円	421億円	675億円

### ・減収額上位1社、10社

	2年度	3年度	4年度
上位1社	714億円 (14.1%)	666億円 (10.2%)	802億円 (10.5%)
上位10社	1,587億円 (31.4%)	1,890億円 (29.0%)	1,889億円 (24.7%)

### ・減収額上位3業種

	2年度	3年度	4年度
第1位	化学工業 949億円 (18.8%)	化学工業 1,324億円 (20.3%)	輸送用機械 1,553億円 (20.3%)
第2位	輸送用機械 936億円 (18.5%)	輸送用機械 1,133億円 (17.4%)	化学工業 1,295億円 (17.0%)
第3位	産業用電気機械 492億円 (9.7%)	機械 590億円 (9.0%)	その他製造 847億円 (11.1%)

## 2.賃上げ促進税制（人材確保等促進税制等）

	適用件数			減収額		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
全 体	99,355件	138,063件	215,294件	1,650億円	2,430億円	5,150億円
大法人	1,114件	1,986件	4,116件	620億円	711億円	2,494億円
中小法人等	98,241件	136,077件	211,178件	1,031億円	1,719億円	2,656億円

## 3. 中小企業投資促進税制等

### ・中小企業投資促進税制

	適用件数			減収額		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
全 体	49,060件	51,857件	50,593件	462億円	501億円	463 億円
特別償却	22,894件	23,201件	21,339件	300億円	315億円	274 億円
税額控除	26,166件	28,656件	29,254件	163億円	186億円	189 億円

### ・中小企業経営強化税制

	適用件数			減収額		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
全 体	23,079件	23,919件	22,569件	768億円	914億円	893億円
特別償却	15,742件	16,266件	14,973件	672億円	799億円	772億円
税額控除	7,337件	7,653件	7,596件	96億円	115億円	120億円

(注1) 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

### 1. 構造的な賃上げの実現

#### （4）その他考慮すべき課題

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、新たな租税特別措置の創設や拡充を行う場合は、財源を確保することに加え、いたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮すべきである。具体的には、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととする。また、存置するものについては、各措置の政策意義、効果、性質等に応じ適切な適用期限を設定することとする。

こうした取組みの実効性を高めるためには、政策効果の検証の質的向上が不可欠であり、税制改正要望を行う省庁のみならず、税制当局においてもEBPMの徹底に不断に取り組んでいくことが重要である。

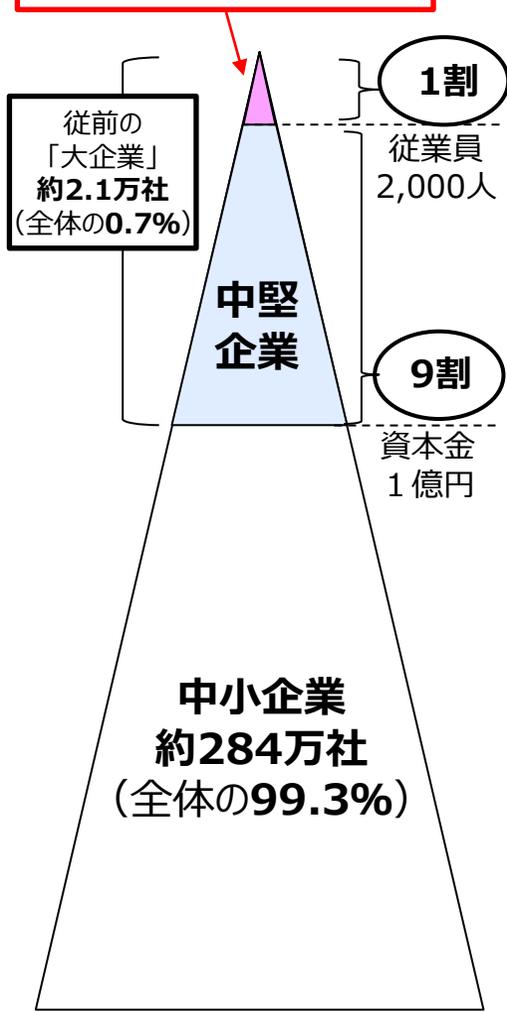
とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆる「インセンティブ措置」については、従来にも増して厳格にその効果を立証することが求められる。政策税制が単なる事後的なメリットとして存置されている事態を回避し、真にインセンティブ措置として機能することを目指す観点から、客観的なデータに基づく分析・検証が行われるべきである。令和6年度税制改正においては、これまでの賃上げ促進税制の政策効果について統計的・計量的な分析がなされ、それに基づく改正の議論が行われ、改正内容にも反映されたところであるが、今後もこの取組みをさらに発展させ、データの充実を含めたEBPMの取組みを着実に強化・進展させていく必要がある。税制調査会においては、その状況を毎年確認し、取組みを加速化させていくこととする。

# (1)賃上げ促進税制

# 賃上げ促進税制の改正

6 改正

## 「大企業」(見直し後)



**大企業 (見直し後)**  
物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**3%の賃上げ率の要件は維持しつつ、段階的に7%までの、さらに高い賃上げ率の要件を創設。**

**中堅企業**  
「中堅企業」の**新たな枠を創設し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。**

**中小企業**  
**賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び控除率は維持。**  
賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう、繰越控除措置を創設。**

**人への投資**  
**教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設。**

改正後				
継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	15%			25%
+5%	20%			30%
+7%	25%			35%

\* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

改正後				
継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	25%			35%

\* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

改正後				
全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%
+1.5%	15%	+10%	+5%	30%
+2.5%	30%			45%

\* くるみん or えるぼし二段階目以上

**中小企業の繰越控除新設：5年間**  
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

改正前			
賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%
-	-		-

改正前			
賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%

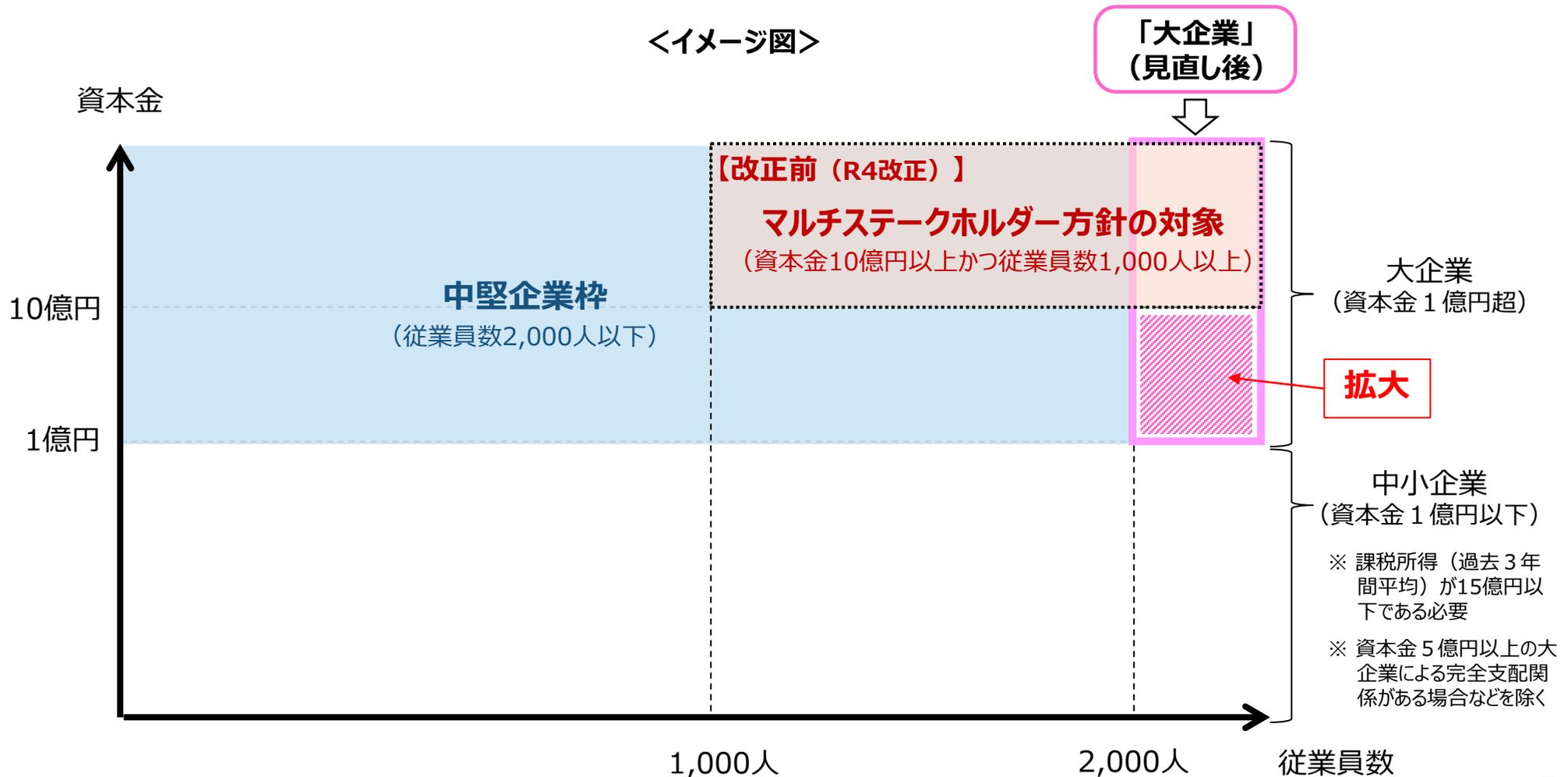
改正前			
賃上げ要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%		40%

※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

- ※ 控除上限：当期の法人税額の20%
- ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- ※ 適用期限を3年延長

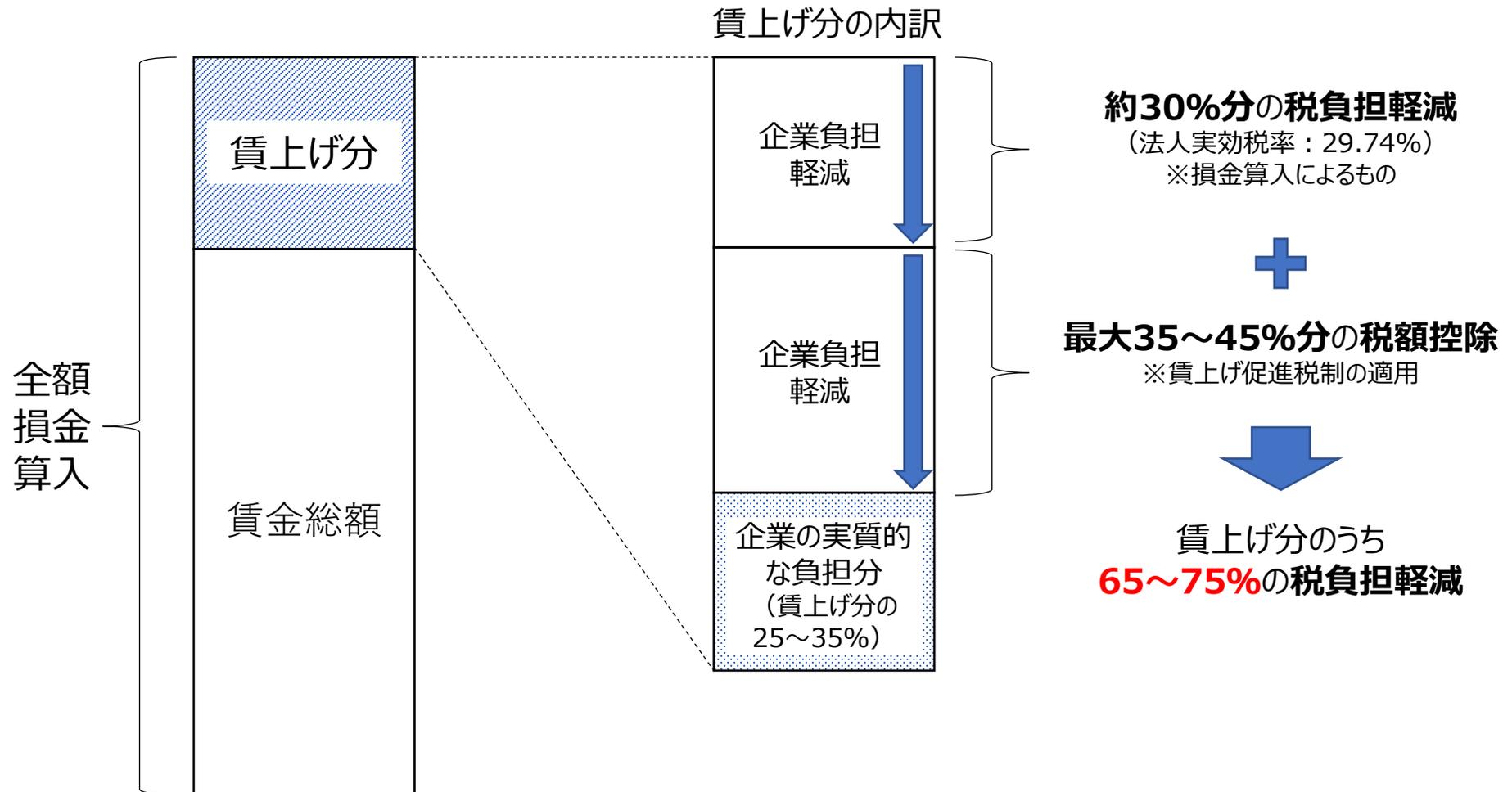
- **適切な価格転嫁の重要性**も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、**マルチステークホルダー方針を要件とする企業の範囲を拡大**。
- 併せて、インボイス制度の導入を踏まえ、消費税の**免税事業者**との適切な関係の構築の方針についても記載が行なわれるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

<イメージ図>



## (参考) 賃上げ促進税制の概要イメージ

- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の65～75%につき、税負担の軽減がなされることになる。



# 賃上げ促進税制の適用実績等

＜適用額実績＞

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 (見直し前)	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

＜令和6年度改正後（平年度）＞

	改正後 (見込み)	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 (見直し後)	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

\*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

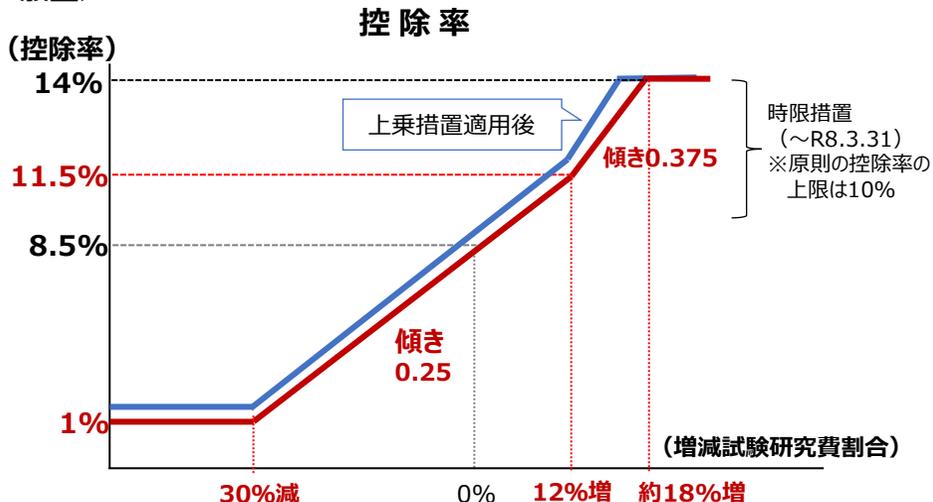
(注) 令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。

## (2)研究開発税制

# 研究開発税制の概要

- 一般型： 研究開発の促進のため、試験研究費につき、増減試験研究費割合に応じて、控除率カーブに基づき、税額控除を行う。
- オープンイノベーション型： オープンイノベーションの促進のため、共同試験研究・委託試験研究等を実施した際に、特別試験研究費につき税額控除を行う。

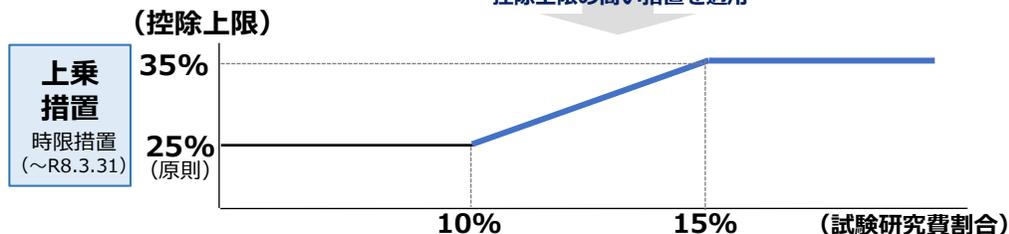
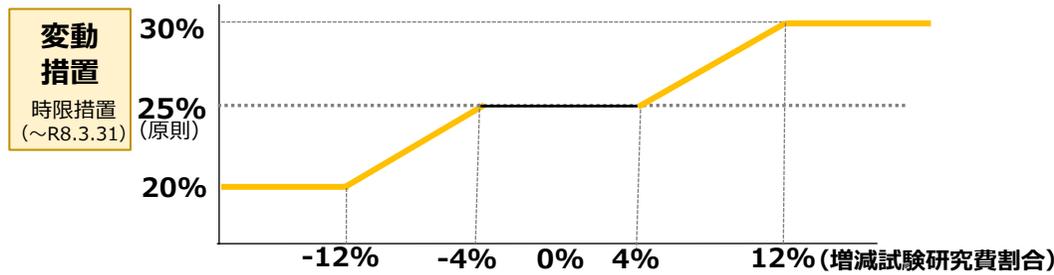
## <一般型>



(乗上措置 (～R8.3.31)) 試験研究費割合が10%超の場合  
 : 控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 を加算  
 [最大10%]

※ 中小法人の場合の控除率は、12%～17% (乗上措置適用可)

## 控除上限



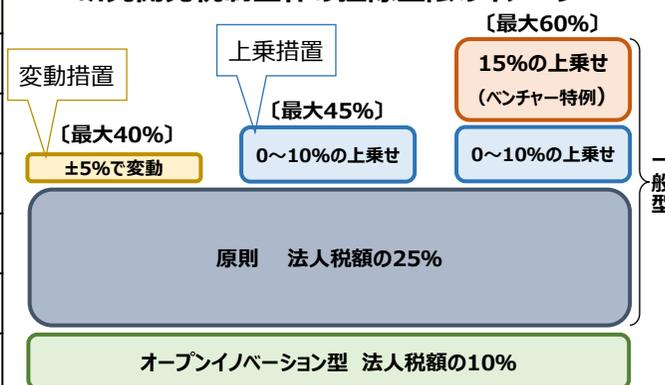
(乗上措置) 試験研究費割合が10%超の場合 : (試験研究費割合 - 10%) × 2 [最大10%] を加算

- ※ 1 研究開発を行う一定のベンチャーは、変動措置又は乗上措置に加えて15%乗上せ
- ※ 2 中小法人の場合の控除上限は、増減試験研究費割合が12%超の場合に10%乗上せ (乗上措置のみ適用可)

## <オープンイノベーション型>

特別試験研究費	相手方	控除率
共同試験研究 ・ 委託試験研究	大学・特別研究機関	30%
	スタートアップ等	25%
	民間企業、技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
高度研究人材の活用に関する試験研究		20%

## ～研究開発税制全体の控除上限のイメージ～



### (注1) 増減試験研究費割合

増減試験研究費の額 (試験研究費の額から比較試験研究費の額(※)を減算した金額) の比較試験研究費の額に対する割合  
 ※前3期の試験研究費の額平均額

### (注2) 試験研究費割合

試験研究費の額の平均売上金額(※)に対する割合  
 ※当期及び前3期の売上金額の平均額

### (注3) 特別研究機関：以下の①～③

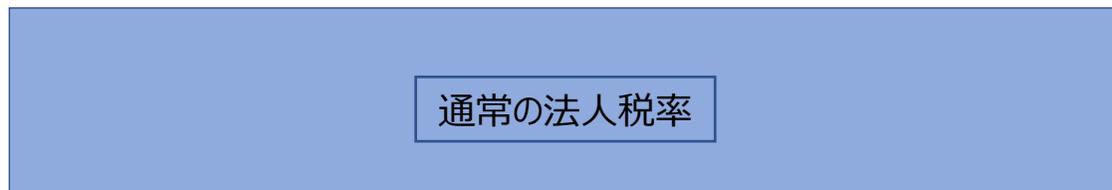
- ① 科技イノベ法に規定する試験研究機関等
- ② 国立研究開発法人 (感染症研究所、日本医療研究開発機構、量子科学技術研究開発機構等)
- ③ 福島国際研究教育機構

・ 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、**国内で自ら研究開発した知的財産**から生じる一定の所得について、**所得控除**を行う。

- 対象知的財産 : **特許権、AI関連のプログラムの著作権** (令和6年4月1日以降に取得したもの)
- 対象所得 : **譲渡所得、ライセンス所得** (海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く)
- 所得控除率 : **30%**
- 措置期間 : **7年間** (令和7年4月1日施行)

➔ イノベーションボックス税制の創設は、**G7ではフランス(2001年)、イギリス(2013年)に次ぐ3番目**であり、海外に遜色ない制度で**無形資産投資を後押し**していく。

■ : 課税所得全体    □ (点線) : イノベーションボックス税制対象所得

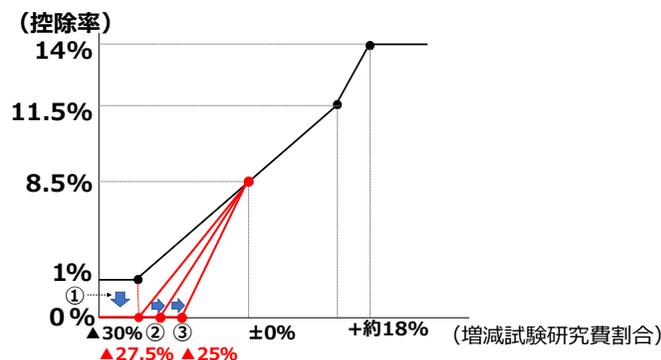


対象所得について、  
法人税率約**7%引下げ**相当の税制優遇  
法人実効税率 : **29.74% → 20.82%**



## 減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

**研究開発税制**について、**研究開発費が減少している場合**の控除率を段階的に引下げ (①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施)。



### (3) その他の租税特別措置 (令和7年度改正)

# 令和6年度末までに適用期限が到来する法人税関係特別措置

- ・ 中小企業者等の法人税率の特例【R4減収額：1,761億円】
  - ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の税額控除（中小企業経営強化税制）【R4減収額：893億円】
  - ・ 保険会社等の異常危険準備金【積立率の特例】【R4減収額：521億円（措置全体）】
  - ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）【R4減収額：463億円】
  - ・ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の税額控除【R4減収額：107億円】
  - ・ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金【R4減収額：100億円（所得控除込み）】
  - ・ 農業経営基盤強化準備金【R4減収額：82億円（所得控除込み）】
  - ・ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除【DX投資促進税制】【R4減収額：81億円（CN込み）】
  - ・ 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（企業版ふるさと納税制度）【R4減収額：13億円】
  - ・ 沖縄関係税制：9項目【R4減収額：6億円（繰越控除込み）】
- ※①観光地形成促進地域（税額控除）、②情報通信産業振興地域（税額控除）、③情報通信産業特別地区（所得控除）、  
④産業イノベーション促進地域（税額控除・特別償却）、⑤国際物流拠点産業集積地域（税額控除・特別償却）、  
⑥国際物流拠点産業集積地域（所得控除）、⑦経済金融活性化特別地区（税額控除・特別償却）、  
⑧経済金融活性化特別地区（所得控除）、⑨沖縄の離島地域（特別償却）
- ・ 医療用機器等の特別償却【R4減収額：5億円】
  - ・ 特定地域における産業振興機械等の割増償却【半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域に係る措置】【R4減収額：2億円（過疎・奄美込み）】
  - ・ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（5G導入促進税制）【R4減収額：0億円】
  - ・ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（計画の認定期限）【R4減収額：0億円】
  - ・ 共同利用施設の特別償却【R4減収額：0億円】
  - ・ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却【R4減収額：一億円】
  - ・ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例

計 25項目

（注）減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第213回国会提出）における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

# 參考資料

# 法人税の改革について

(平成26年6月27日政府税制調査会)

## 1. 法人税改革の趣旨

- 今回の改革の主な目的は次の2つ。
  - ・ 第1は、立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。
  - ・ 第2は、法人税の負担構造を改革すること。すなわち、**課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にし、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、また収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくこと。**
- **地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱。** 応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要。外形標準課税について、一段の見直しが必要。
- **法人税改革に当たっての重要な課題は、財政再建との両立。**  
法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。法人税の枠内で税収中立を図るのではなく、法人税改革に関連し、他の税目の見直しも必要。しかし、**恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則。**

## 2. 具体的改革事項

### (1) 租税特別措置の見直し

- ゼロベースで見直し。
- 研究開発税制のうち総額型は、税率引下げに対応して大胆に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブになる仕組みに転換。
- 平成25・26年度改正で講じた設備投資や賃上げ等を促す税制は、政策効果やデフレ脱却の状況を見つ、集中投資期間との整合性を踏まえて検討。

### (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

- 現行の欠損金控除制度（控除期間：9年、控除限度：所得の8割）は、企業行動に影響を与えることがある。
- 法人税負担の平準化を図る観点から見直しを行う。中小企業への配慮が必要。

### (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- 資産運用目的の保有株式の配当は、他の運用手段

- との選択が歪められぬよう、適切に課税する必要。
- 本制度の対象とすべき配当等の範囲などについて、諸外国の事例や会社法を参考にしつつ、見直す。

### (4) 減価償却制度の見直し

- 節税効果の観点から減価償却方法の選択が行われているおそれ。初期の減価償却限度額が大きくなる定率法は所得操作の可能性を大きくする。
- 定率法を廃止し、定額法に一本化すべき。その際、集中投資期間との整合性を踏まえて検討する必要。

### (5) 地方税の損金算入の見直し

- 事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や免税措置が国税及び国税と連動する住民税や事業税の課税ベースを変動させる。
- 地方独自の措置が国や他の地域に影響することを考慮すれば、地方税の損金不算入化が考えられる。

# 法人税の改革について

(平成26年6月27日政府税制調査会)

## (6) 中小法人課税の見直し

- 中小法人の範囲について、企業規模を見る上で資本金基準が妥当か見直しが必要。
- 同じ所得金額には、同じ税率を適用すべき。法人税法による軽減税率(19%)を厳しく見直す必要。リーマンショック後に設けられた時限的な軽減税率(15%)は役割を終えている。
- 個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではなく、「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含む検討が必要。  
個人と法人の税率格差の拡大は、法人に内部留保して個人の課税を繰り延べる誘因。同族会社の留保金課税について、中小法人への適用を検討する必要。

## (7) 公益法人課税等の見直し

- 公益法人等の成り立ちなどを踏まえながら、公益法人等や収益事業の範囲を見直すべき。特に民間と競合しているもの(例えば社会福祉法人が実施する介護事業)は、その取扱いの見直しが必要。
- 公益目的事業への所得の活用を促すため、収益事業には軽減税率とみなし寄附金制度が適用されるが、過度な対応であり、見直しが必要。金融資産収益の課税のあり方についても見直しを行うべき。

## (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

- 法人事業税における外形標準課税について、付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべき。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべき。
- 法人住民税均等割についても、増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべき。

## 3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

### (1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し

- 外国子会社配当益金不算入制度は、外国で損金に算入されている配当を本制度の対象外とすべき。
- BEPSプロジェクトにおける移転価格税制や外国子会社合算税制に係る議論を踏まえ、見直しを進める必要。

### (2) その他の対応

- (a) 資本所得課税、(b) 給与所得控除、(c) 住民税や固定資産税、(d) その他

法人税改革(法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保)の概要

(単位:億円)

○ 法人税(国税)

<法人税の税率引下げ> (参考1 1(1))		▲ 6,690
<課税ベースの拡大等による財源確保>		
・ 欠損金の繰越控除制度の見直し (控除限度80%→50%) (29~)		+ 3,970
(参考1 1(4)) (うち80%→65%) (27,28)		(+ 1,920)
・ 受取配当等の益金不算入制度の見直し (参考1 1(5))		+ 920
・ 租税特別措置の見直し (参考1 1(6))		+ 1,790
小 計 (29~)		+ 6,680
(27,28)		(+ 4,630)
合 計 (29~)		▲ 10
(27,28)		(▲ 2,060)

(注1) 平年度ベース

(注2) 企業部門に対して、27・28年度の2事業年度にわたり、各年度▲2,060億円の先行減税となる。  
国の税収については、法人の事業年度と税収が国庫に帰属する年度にずれが生じるため、27年度(いわゆる初年度)の減収額は▲820億円となる。

○ 法人事業税(地方税)

<所得割の税率引下げ> (参考2 3(1))	(現行:7.2%→4.8%) (28~)	▲ 7,870
	(うち 7.2%→6.0%) (27)	(▲ 3,940)
<課税ベースの拡大等による財源確保>		
・ 外形標準課税の拡大 (参考2 3(1))	(全体の2/8→4/8) (28~)	+ 7,800
	(うち 2/8→3/8) (27)	(+ 3,900)
合 計 (28~)		▲ 70
(27)		(▲ 40)

(注1) 平年度ベース

(注2) 平成27年度税収見込みを基に概算試算した増減収額

○ 法人実効税率の引下げ

	現 行	⇒	27年度	28年度
法人税率	25.5%		23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%		6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11%	31.33%
			(▲2.51%)	(▲3.29%)

法人税改革(法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保)の概要

(単位:億円)

○ 法人税(国税)

	㉘ 対28改正前	㉙ 対28改正前	㉚ 対28改正前
<法人税の税率引下げ>	▲ 2,390	▲ 2,390	▲ 3,340
<課税ベースの拡大等による財源確保>			
・生産性向上設備投資促進税制の見直し(参考1 2.(2)) ㉘(縮減)、㉙~(廃止)	+ 720	+ 2,410	+ 2,410
・その他の租税特別措置の見直し㉘~(参考1 2.(3))	+ 240	+ 240	+ 240
・減価償却の見直し㉘~(参考1 2.(4))	+ 650	+ 650	+ 650
・欠損金繰越控除の更なる見直し ㉘(65%→60%)、㉙(50%→55%)	+ 760	▲ 920	-
小計	+ 2,370	+ 2,380	+ 3,300
合計	▲ 20	▲ 10	▲ 40

(注1)平成28年度税制改正による現時点の増減収見込額(平年度ベース)を機械的に記載したもの。計数は今後変動がありうる。

(注2)「欠損金繰越控除の更なる見直し」による28年度の増収・29年度の減収は、これらの年度限りのもの。

○ 法人事業税(地方税)

	㉘ 対28改正前	㉙ 対28改正前	㉚ 対28改正前
<所得割の税率引下げ> ㉘4.8%(28改正前)→3.6%	▲ 3,940	▲ 3,940	▲ 3,940
<課税ベースの拡大等による財源確保>			
・外形標準課税の拡大(㉘4/8(28改正前)→5/8)	+ 3,900	+ 3,900	+ 3,900
合計	▲ 40	▲ 40	▲ 40

○ 法人実効税率の引下げ

	㉗	⇒	㉘・㉙	㉚
法人税率	23.9%		23.4%	23.2%
法人事業税所得割(標準税率)	6.0%		3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	32.11%		29.97%	29.74%

# これまでの法人税制における対応①

25年度  
改正

## ○ 設備投資や賃金上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産等設備投資促進税制」の創設（→<sup>27</sup>廃止）
- 「研究開発税制（総額型）」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の創設 など

26年度  
改正

## ○ 復興特別法人税の1年前倒し廃止 <法人実効税率> 従前37.00%→<sup>26</sup>34.62%

## ○ 設備投資や賃金上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産性向上設備投資促進税制」の創設（→<sup>28</sup>縮減・<sup>29</sup>廃止（<sup>28</sup>改正））
- 「研究開発税制（増加型）」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の拡充 など

27年度  
改正

## ○ 成長志向の法人税改革：初年度 <法人実効税率> <sup>26</sup>34.62%→<sup>27</sup>32.11%（→<sup>28</sup>31.33%）

### <課税ベースの拡大等>

- 欠損金繰越控除の見直し（大法人）
- 受取配当等益金不算入の見直し
- 法人事業税の外形標準課税の拡大（大法人）
- 租税特別措置の見直し（「研究開発税制（総額型）」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など）

### <賃金上げへの配慮>

- <sup>27</sup>・<sup>28</sup>の2年間の先行減税
- 「所得拡大促進税制」の拡充
- 地方版「所得拡大促進税制」の創設（法人事業税）

28年度  
改正

## ○ 成長志向の法人税改革：2年目 <法人実効税率> <sup>27</sup>32.11%→<sup>28</sup>29.97%（→<sup>30</sup>29.74%）

### <課税ベースの拡大等>

- 租税特別措置の見直し（「生産性向上設備投資促進税制」の見直し（→<sup>28</sup>縮減・<sup>29</sup>廃止））
- 減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化）
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人） ※中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）
- 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人） ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

# これまでの法人税制における対応②

29年度  
改正

## ○ 研究開発投資や賃金上げを促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- 「研究開発税制」の見直し（総額型の控除率の見直し、増加型の廃止）
- 「地域未来投資促進税制」の創設

30年度  
改正

## ○ 持続的な賃金上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制

- 「所得拡大促進税制」の改組（「大企業向け賃上げ及び投資の促進に係る税制」の創設）
- 「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設（→②廃止）
- 租税特別措置の適用要件の見直し（大企業の研究開発税制等の不適用措置）

元年度  
改正

## ○ イノベーションの促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- 「研究開発税制」の見直し（OI型の拡充、総額型の控除率の見直し等、高水準型を総額型に統合）
- 「中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置」の創設

2年度  
改正

## ○ イノベーション強化に向けた取組を後押し等するための政策税制

- 「オープンイノベーションの促進に係る税制」の創設（新規出資を対象）
- 「5G導入促進税制」の創設

## ○ 連結納税制度の見直し（グループ通算制度への移行）

コロナ  
経済  
対策

## ○ 厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置

- 中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）に対する欠損金の繰戻しによる還付の特例
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（中小企業経営強化税制に新たな類型を追加）

# これまでの法人税制における対応③

3年度  
改正

## ○ ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るための政策税制

- 「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」の創設
- 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の創設
- 「研究開発税制」の見直し（一般型（旧称：総額型）の控除上限の引上げ・控除率の見直し等）
- 「大企業向け賃上げ及び投資の促進に係る税制」の見直し（「人材確保等促進税制」への改組）
- 「繰越欠損金の控除上限の特例」の創設
- 事業再編を促す措置の創設（株式対価M & A、中小M & A）

4年度  
改正

## ○ 成長と分配の好循環の実現に向けた政策税制①

- 賃上げに向けた税制措置の抜本的な強化（「賃上げ促進税制」への改組）
- 「5G導入促進税制」の見直し（対象設備の要件や税額控除率等）

5年度  
改正

## ○ 成長と分配の好循環の実現に向けた政策税制②

- 「研究開発税制」の見直し（控除率の見直し、税額上限が変動する制度の導入）
- 企業による先導的人材投資の促進
- 「オープンイノベーション促進税制」の拡充（既存株の取得を追加）

6年度  
改正

## ○ 構造的な賃上げの実現や生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進を図るための政策税制

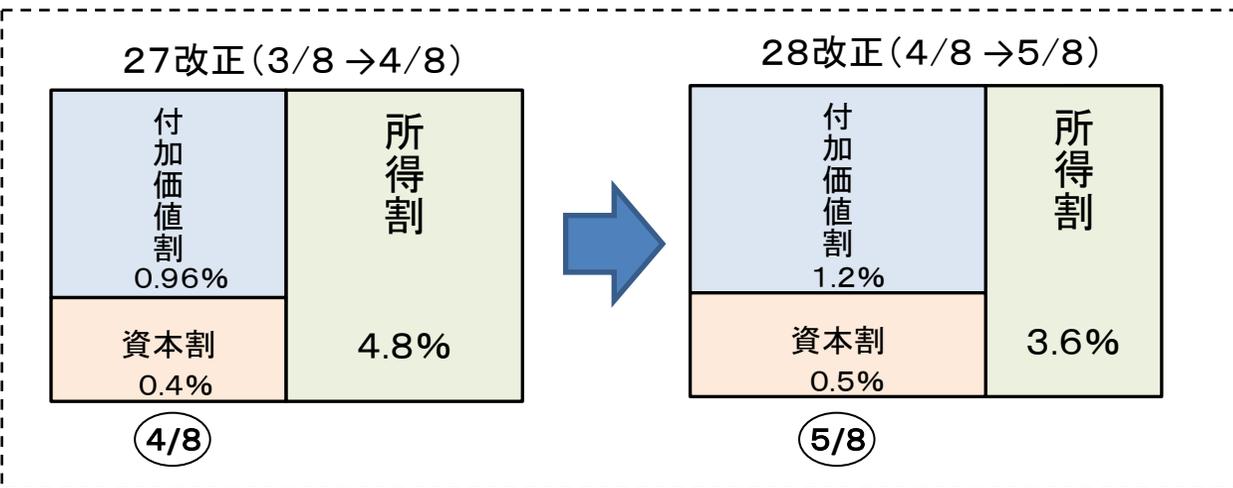
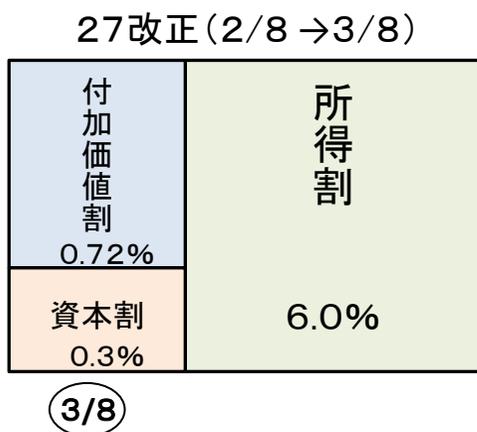
- 「賃上げ促進税制」の強化（控除率の見直し、「中堅企業」向け措置の創設、中小企業向け措置の繰越控除制度の創設等）
- 「戦略分野国内生産促進税制」の創設
- 「イノベーションボックス税制」の創設

○ 27年度改正において、28年度に4/8まで拡大することを決定。

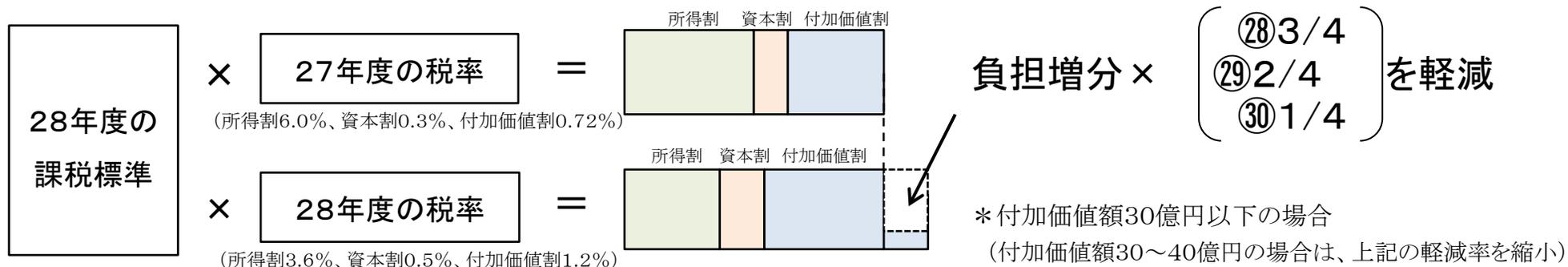
⇒ 地域で雇用を支える中堅企業への影響には十分配慮して、28年度に5/8へと拡大。

[27年度]

[28年度]



○ 中堅企業の負担増の軽減措置



# 国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」二本の柱について

- 市場国に物理的拠点（PE : Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は145か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、二本の柱による解決策に合意。
- 2023年7月、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表（140か国・地域が合意）。

## 現在の状況

- 「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）
  - 「第1の柱」の多数国間条約案文を公表。（2023年10月）
  - 2024年6月末までの署名を予定。（2023年12月）
- 「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）
  - 国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。
  - 日本においては、所得合算ルール（IIR）を法制化済。軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）についても順次法制化を予定。

## 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）について

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

令和5年度改正にて創設

※ 令和6年度改正では、OECDによるガイダンスや国際的な議論等を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直し

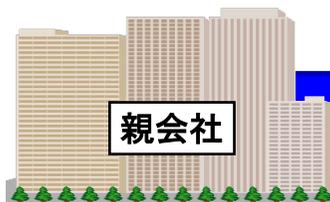
《日本（通常の税率）》

《X国》

所得合算ルール（IIR）



日本  
税務当局



親会社

同一グループ関連企業



子会社等

15%未満  
の軽課税  
の場合

子会社等の税負担が  
最低税率（15%）に至るまで課税

軽課税所得ルール（UTPR）

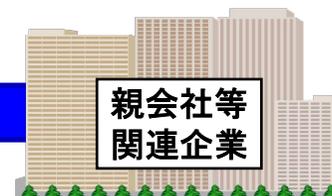


日本  
税務当局



子会社等

同一グループ関連企業



親会社等  
関連企業

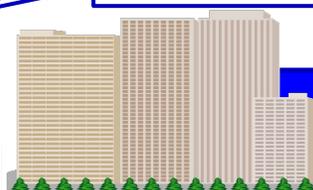
15%未満  
の軽課税  
の場合

親会社等の税負担が  
最低税率（15%）に至るまで課税

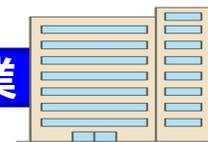
国内ミニマム課税（QDMTT）



日本  
税務当局



同一グループ関連企業



※日本でQDMTTが課税された場合、IIR・UTPRの課税は行われ~~ない~~。



X国  
税務当局

自国に所在する事業体の税負担が  
最低税率（15%）に至るまで課税

15%未満の  
軽課税の場合

## 2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

### （4）税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

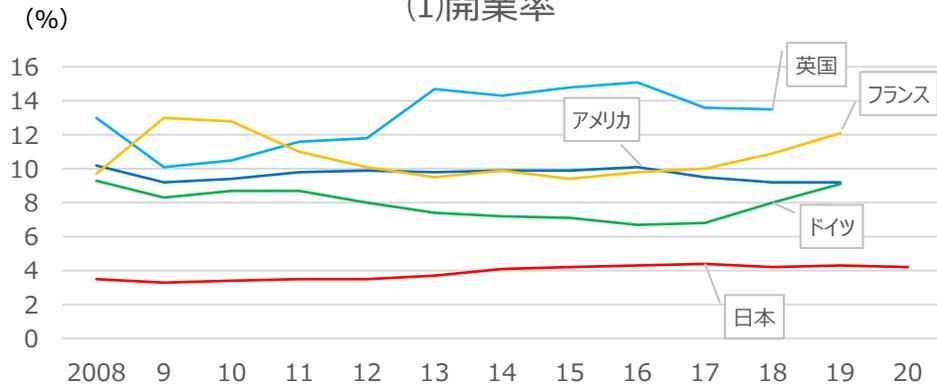
しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いニッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、令和4年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。（中略）

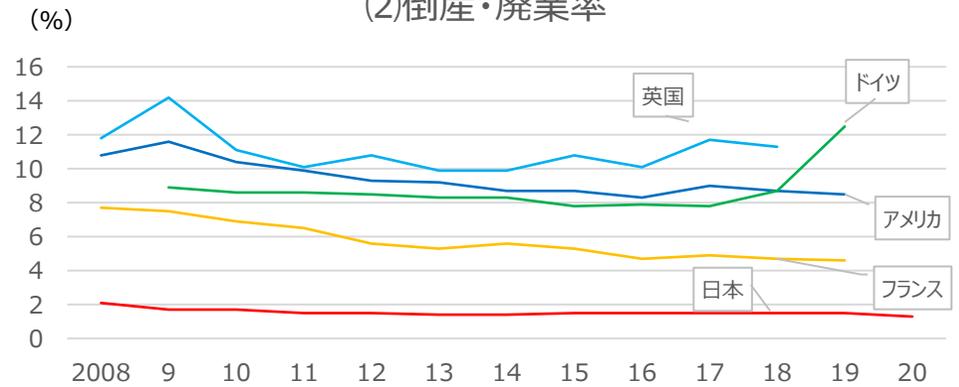
OECD/G20「BEP S包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」（Race to the bottom）に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

# 開廃業率の国際比較

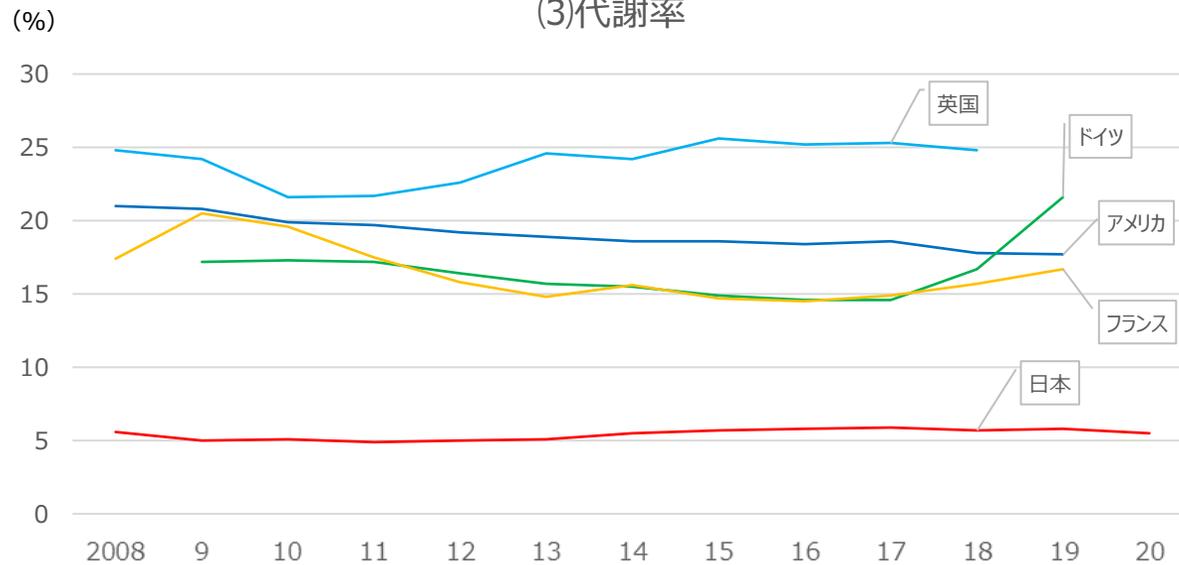
## (1)開業率



## (2)倒産・廃業率



## (3)代謝率



(注1) 開業率/倒産・廃業率は当年度に開業/倒産・廃業した事業所数を、当年度の事業所数で除したもの（アメリカのみ当年度および前年度の事業所数の平均値で除したもの）。代謝率は、開業率と廃業率の和。

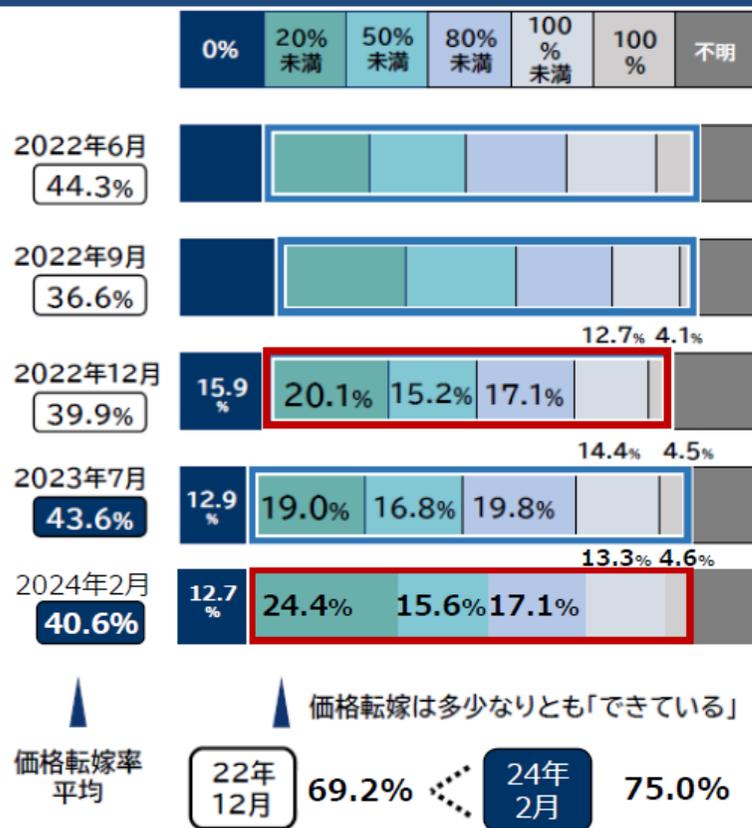
(注2) 法務省「登記統計」、国税庁「統計年報」、United States Census「Business Dynamic Statistics」、eurostat「Structural business statistics」により作成

(出典) 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」

# 中小企業の価格転嫁状況と価格転嫁率

- 民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができていた中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇。
- 他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。特に、困難と言われる労務費の転嫁について徹底が必要。

## 中小企業の価格転嫁の状況と価格転嫁率



(出所) 帝国データバンク(価格転嫁に関する実態調査(2024年3月22日))を基に事務局で作成。

出所: 内閣官房新しい資本主義実行会議事務局資料(令和6年3月26日)

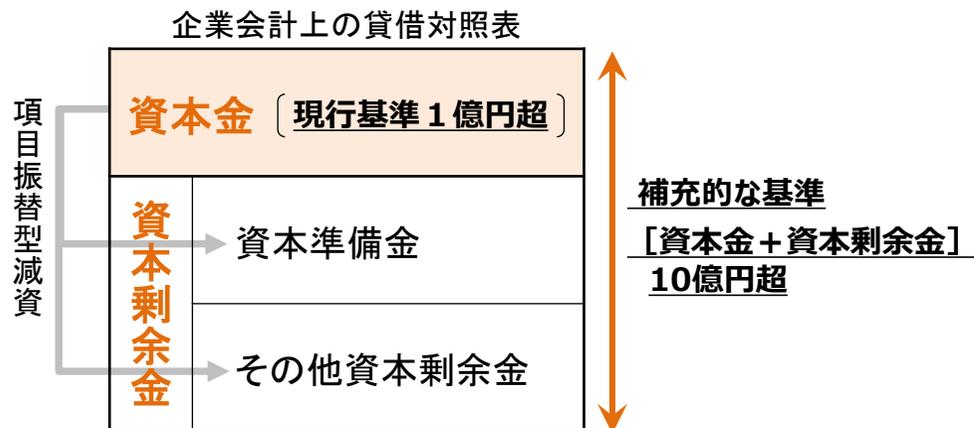
減資への対応

- 外形標準課税について、現行基準（資本金1億円超）を維持する。
- ただし、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

⇒ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人については、現行基準や「100%子法人等への対応」の基準に該当しない限り、引き続き外形標準課税の「対象外」。

⇒ 改正後に新設される法人についても、現行基準等に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※外形法人・非外形法人の判定は事業年度末に行う。



（施行期日・経過措置）

- 令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。
- 公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。

## 第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

### I. 租税の役割と基本的考え方

#### 4. 租税制度の基本原則

##### （租税原則と租税特別措置等）

こうした租税原則の例外措置として、経済政策、社会政策その他の政策的理由に基づき、租税特別措置等が設けられています。

租税特別措置等は、基本的には「公平・中立・簡素」という租税原則に反しますが、特定の政策目的の実現を目指して、例外的に特定の者の税負担を軽減するものです。政策手段として税制を用いることが妥当なのか、本当に目的に適う効果的かつ効率的なものであるのか、目的が達成されれば、あるいは効果（アウトカム）が現れなければ、速やかに廃止されているかといった観点から不断の点検を行うことを制度の中に組み込む（ビルトインする）必要があります。その際、E B P M（Evidence-based Policy Making; 証拠に基づく政策立案）の考えに基づき、客観的なデータに基づく分析・検証が求められます。

## 第2部 個別税目の現状と課題

### IV. 法人課税

#### 1. 法人税

##### (4) 法人税制における今後の課題

##### ③ 租税特別措置

##### (租税特別措置を設けるに当たっての基本的考え方)

法人税の租税特別措置は、一般的に、特定の者の負担を軽減することで、特定の政策目的を達成することを目指し、講じられています。

こうした政策税制は、租税の公平原則や中立原則の大きな例外となっています。例えば、減収額が最大である研究開発税制は、その恩恵を享受するのは全納税法人約109万社のうち1万社程度であり、業種別では適用額の80%が製造業（中でも輸送用機械、化学（製薬含む）、産業用電気機械）に集中し、サービス産業の適用は少なくなっています。

政策税制は、こうした租税原則の歪みを生じさせてなお、必要性や有効性があることが明確に認められるものみに限定し、期限を区切って措置することが原則です。期限到来時には、必要性や有効性を検証の上、廃止を含めてゼロベースで見直す必要があります。

その際、企業の一つの目的が利益の最大化にあるとすれば、政策税制がなかったとしても利益をもたらす経済活動は自ずと行われるはずであり、そういったものを政策税制の対象とすることは、費用対効果の観点からは正当化されません。

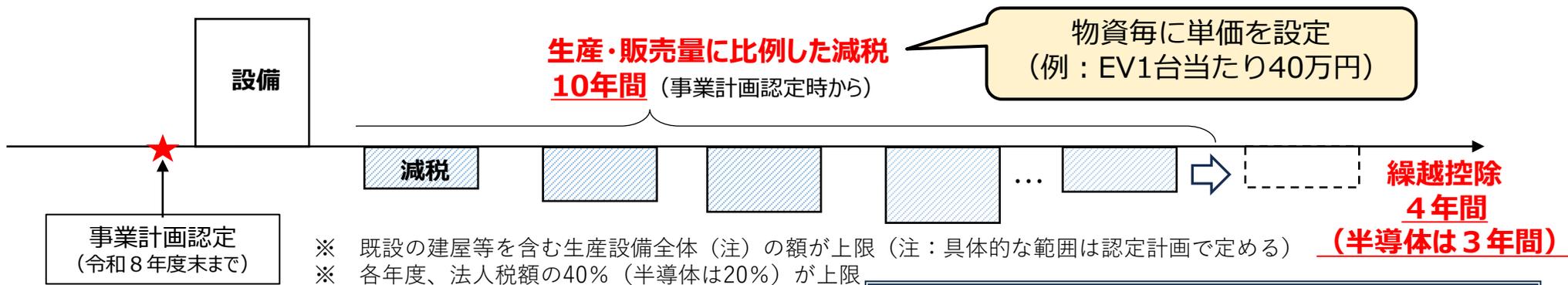
こうしたことを踏まえ、今一度、租税原則の原点に立ち返り、その要否を含め、租税特別措置のあり方を検討する必要があります。

##### (租税特別措置の効果検証とそれに基づく見直し)

措置された租税特別措置に関しては、E B P Mによる適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、制度のあり方を不断に見直す必要があります。その際、当該措置が存在するために企業が特定の行動に踏み切ったと言える、いわゆる政策インセンティブ効果を従来にも増して厳格に立証する必要があり、政策インセンティブが機能していない措置については、廃止・縮減すべきです。このためには、検証のために必要なデータセットについて、政策税制の適用を受ける納税者の負担にも配慮しつつ充実を図る必要があります。

<参考> 租特透明化法に基づき、各租税特別措置について、適用件数、適用額、業種別の適用状況等が調査・公表されていますが、これ自体は統計情報に過ぎず、租税特別措置の効果や評価そのものを示すものではありません。したがって、税制改正要望に際し、各省において適用実態調査も活用して、有効性・必要性などの分析を行う政策評価が重要となりますが、総務省の点検結果によると、分析・説明の程度が不十分なものが点検後においても一定数みられる状況となっています。

- 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる **GX・DX・経済安全保障** の戦略分野における **国内投資を促進** するため、**生産・販売量に応じて減税** を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



## <対象物資・控除額>

物資		単位あたり控除額※2
EV等・蓄電池※1	EV	40万円/1台
	FCV	40万円/1台
	軽EV・PHEV	20万円/1台
グリーンスチール		2万円/1トン
グリーンケミカル		5万円/1トン
SAF		30円/1リットル
半導体 マイコン、アナログ (パワー含む)		1.6万円/1枚 等

GX 関連の物資については、**GX 移行債** の発行収入 (エネ特) の一般会計繰入により減収額を補填。  
 ➔ これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

## 減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない (繰越控除を除く)。

- ① 所得金額：対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額：対前年度増加率 **1%未満**
- ③ 国内設備投資額：当期の減価償却費の **4割以下**

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない (EVの中で対応)。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる (8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%)。

※3 半導体以外の物資は、GX 移行債の発行収入の一般会計繰入により減収額を補填。

- 研究開発拠点としての**立地競争力強化**のため、**国内で自ら研究開発した知的財産**から生じる**一定の所得**について、**所得控除**を行う。

- ▶ 対象知的財産：**特許権**、**AI関連のプログラムの著作権**（令和6年4月1日以降に取得したもの）
- ▶ 対象所得：**譲渡所得**、**ライセンス所得**（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）
- ▶ 所得控除率：**30%**
- ▶ 措置期間：**7年間**（令和7年4月1日施行）

➔ イノベーションボックス税制の創設は、**G7ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ3番目**であり、海外に遜色ない制度で**無形資産投資を後押し**していく。

■：課税所得全体 □：イノベーションボックス税制対象所得



対象所得について、  
法人税率約**7%引下げ**相当の**税制優遇**  
法人実効税率：**29.74%→20.82%**

<対象所得金額の計算イメージ>

$$\text{対象所得金額} = \text{特許権等から生じる譲渡所得・ライセンス所得の金額} \times \frac{\text{適格研究開発費の額}}{\text{研究開発費の額}}$$

※取引ごとに計算する

研究開発費の額から以下の費用を除外したもの  
 ・特許権等の取得費、支払ライセンス料  
 ・国外関連者に対する委託試験研究費  
 ・国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額

当期及び前期以前（R7.4.1以後開始事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額（注）  
 ※研究開発費の額：研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額

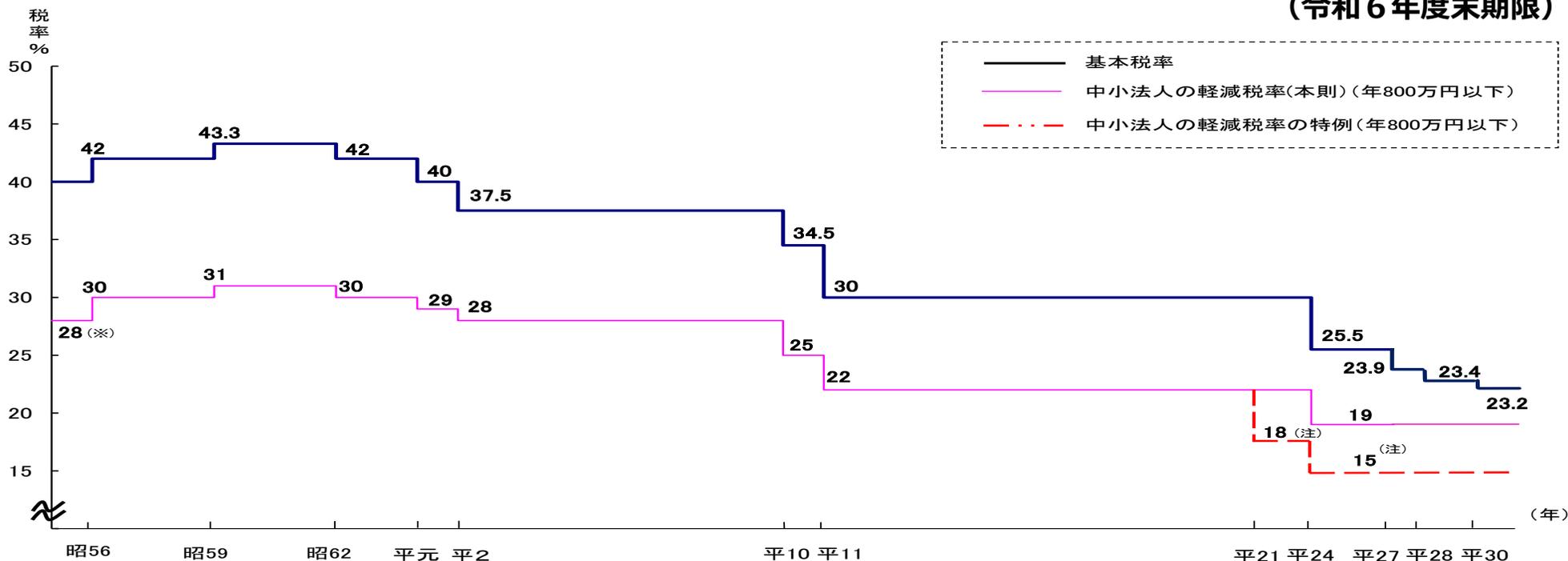
（注）R9.4.1前に開始した事業年度において、R7.4.1以後最初に開始する事業年度より前に開始した研究開発に直接関連する特許権がある場合には、当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額。（※該当する場合は、取引ごとではなく、当期において行った取引の総額で計算することとなる。）

- 租税特別措置法による軽減税率（15%）については、リーマンショックを受けた対応として、平成21年度税制改正において緊急経済対策の一環として創設。
- 令和5年度改正においては、地域経済の中核を担う中小企業の賃上げの機運醸成や、その生産性向上・経営基盤強化を促す観点から、期限を2年間延長。

中小法人 (資本金1億円以下の法人)	本則税率		租特による税率
	年800万円超の所得金額	23.2%	-
年800万円以下の所得金額	19%	15%	

○ 法人税率の推移

⇒「改正後」適用期限を2年延長  
(令和6年度末期限)



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和7年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

# 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)

## 制度の概要

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(下記⑤の船舶は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる。

ただし、税額控除限度額は、この制度における税額控除及び「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除」との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。

なお、中小企業者等のうち資本金が3,000万円超の法人については、税額控除を適用できない。

【改正内容】下記見直しを行った上、適用期限を2年延長

- ・対象資産からコインランドリー業(主要事業を除く)の用に供する機械装置でおおむね全部の管理を他に委託するものを除外
- ・総トン数500トン以上の船舶について国土交通大臣への届出要件を追加

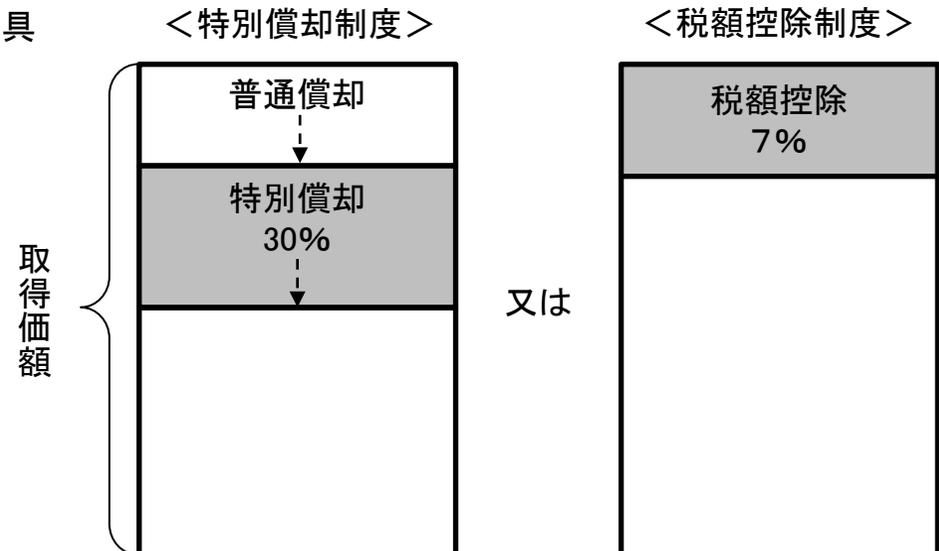
税目：法人税、所得税

適用期限：令和7年3月31日

## 【特定機械装置等(※)】

- ① 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械装置
- ② 1台又は1基の取得価額が120万円以上の測定工具及び検査工具
- ③ 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

※匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除く



# 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

## 制度の概要

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%（中小企業者等のうち資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる。

ただし、税額控除限度額は、この制度における税額控除及び「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。

【改正内容】下記見直しを行った上、適用期限を2年延長

- ・対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要事業を除く）の用に供する機械装置でおおむね全部の管理を他に委託するものを除外

税目：法人税、所得税

適用期限：令和7年3月31日

## 《特定経営力向上設備等》

- 認定を受けた経営力向上計画に記載された次の設備

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)	経営資源集約化設備 (D類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>

### 《特別償却制度》

普通償却

即時償却

取得価額

又は

### 《税額控除制度》

税額控除

7%（又は10%）

取得価額